

午前10時3分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成11年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番 奥和田好吉君、10番 谷 外嗣君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、7番 東 重弘君の質問を許可いたします。東君。

7番（東 重弘君） 皆さんおはようございます。第2期政会の東でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成11年第4回定例会におきまして一般質問を行います。

一般質問も、先々日、先日に続いて3日目となりますと、各分野で競合する部分が多く、なるべく競合部分を省いて質問いたしますので、理事者におかれましてはよろしく御答弁をお願いいたします。

それでは、通告に基づきまして質問に入ります。

まず、延滞繰越金についてお尋ねをいたします。

先日の質問者の中に、この延滞繰越金が21億円に上り、調定額に対しては17%に当たる、そして今年の現年徴収率は95%程度になろうという答弁がありました。この部分は省きまして、この多額の延滞繰越額について、長いものではどのくらい繰り越しているのかをお答え願いたいと思います。

もう一方の目的税であります国民健康保険税についてお尋ねいたします。この健康保険税につきましては、平成10年の延滞繰越額はどのくらいになるのか、また、この繰越期間の長いものではどのくらいのものがあるのか、同じく10年度の不納欠損はどのくらいなのか、あわせてお答えを願います。

続きまして、臨戸徴収についてお尋ねいたしま

す。この臨戸徴収に当たり、現在どのような体制で臨んでおられるのか。また、その成果なりをお答え願いたいと思います。また、同様に国民健康保険税についてはどのような対応をされてるのか、あわせてお答えください。

次に、不納欠損についてお尋ねをいたします。本市の市税の延滞繰越額の多さが、その徴収率を押し下げ、その低さは大変憂慮すべき問題であります。臨戸徴収に当たっては、1件1件精査するに当たり、不納欠損やむなしとの結論、判断に立たざるを得ない場合が多いと思いますが、理事者はこの不納欠損の取り扱いにどのような考えをお持ちか、お答え願いたいと思います。

それから、財政の今後の見通しについてお尋ねいたします。今議会には機構改革が議案として提出され、税務部が創設されるようになっており、課税徴収を重要な要件とみなし、行政に当たるとの意欲が伝わってきますが、今後の市税見通しにはどのような見解をお持ちか。また、税の公平さ、自主財源の確保ということを考慮すれば、なお一層の徴収率のアップが必要と思いますが、この点についてはどのようなお考えがあるか、お示しを願いたいと思います。

続きまして、大綱第2点、道路行政についてであります。

これも、砂川樫井線の通告をいたしておりますが、先日の質問者の中にこの質問がございました。簡単に工事の工程等お示しを願えるのであれば、お答えを願いたいと思います。

続きまして、基幹農道についてであります。この道路は、オオタカの発見以来その事業がストップしておりますが、今後の見通しをお示し願いたいと思います。

大綱第3点は、農業行政についてお尋ねいたします。

減反地の利用と市民の農園についてお伺いいたします。緊急生産調整推進対策事業として近年高い減反率を示してきた生産調整も、本年度は50%を超えました。市内の農地を見ると、農業振興地域内であってもセイタカアワダチソウ等雑草が生い茂っている田んぼが見受けられます。本市の農業は、都市近郊型農業への移行と、その兼業農

家の多さや圃場整備等の基盤整備のおくれもあり、またその経営規模は小さい。そのような実態の中に50%を超える減反を強いるのでありますから、荒廃田地が出るのも当然であります。

一方、我が国の現在の経済状態から、早期退職を求められたり、また定年退職された方が、趣味、健康、実益を兼ねて家庭菜園を楽しみたいとの要望をよく耳にします。このような状況の中にあつて、市は農家と市民の間を取り持つ計画はないか、お尋ねいたします。

続きまして、土地改良区と行政についてであります。現在、本市には3つの土地改良区がありますが、それぞれの活動範囲と拠点となる事務局の所在地、また、この土地改良区と各地区の水利組合の共存について、行政はどのようなとらえ方をされておられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

以上で壇上の質問は終わり、後刻自席より再質問をさせていただきます。よろしく御答弁お願いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの東議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 財政問題、特に税についての御質問が幾つかありましたけれども、細部にわたりましては担当部局より御答弁申し上げますが、私の方から総括的に御答弁をさせていただきたいと思ひます。

市税の歳入の根幹を占めるこの税の収入、歳入ということは、最も大切な部分でございます、私どもも日ごろからあらゆる機会を通じ、また体制をとりまして、その収納に努めているところでございます。

特にこの12月につきましては、12月1日に大阪府庁前で大阪府知事とそれから私ども、そして府下市町村の税務担当職員、府税担当職員が相集まりまして、府と市が一体となった取り組みということでアタックス99の出発式を行い、特に強化月間という形での位置づけをいたしましたところでございます。

また、その夕刻、本市におきましても、夜間臨戸徴収の出発式ということで、私の方からも職員の皆さんにお願いも、また激励もさせていただいたところでございまして、一定の成果が上がっ

てるというふうに聞いております。

今後につきましては、御指摘ありましたように来年4月から機構改革で、今総務部の中にあります税の部門を独立させて、責任の明確化と、そして体制の強化ということで、特に税の徴収あるいは課税客体の把握ということについて、さらに強化をしてみたいというふうに考えておりました、今後とも公平な立場からの税の徴収というのは、私ども一番大切な部分だというふうに考えておりますので、さらに努力を重ねてみたいと思ひ存じます。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方から、東議員より御質問のございました4点、いわゆる滞納繰り越しの件、臨戸の件、不納欠損の件、今後の見通しについて、市税の分について御答弁申し上げます。また、答弁の中で、井原議員からの御質問への答弁と重複する部分もあるかと思ひますが、ひとつ御了解賜りたいと思ひます。

滞納繰り越しにつきましては、徴収率に大きな影響をもたらす滞納繰り越しについては常々御心配をいただいておりますところでございますが、平成11年度調定において21億円を超え、市税全体に占める割合も17%強となり、徴収率の低下の大きな原因の1つでございます。

内訳といたしまして、1,000万円以上、いわゆる高額滞納者が24件、100万円以上が400件となり、一番古い課税年度で申し上げますと昭和48年となっております。また、滞納者が既に死亡しているケースも多々ございまして、現在、相続権者に通知を差し上げまして、滞納税額について納付をお願いいたしているところでございますが、相続財産のない者についてはやむを得ず執行停止もいたしておるところでございます。

2点目の臨戸徴収についてお答え申し上げます。臨戸徴収につきましては、大きな取り組みといたしまして、市税の収納検討委員会にお諮りをいたしまして、去る11月29日から12月3日の5日間、助役以下部・次長級まで協力をいただく中で、夜間臨戸徴収や納税課員による定期的な休日臨戸徴収を実施いたしまして、納税相談などを通じて市民の納税意識の高揚を図り、新たな滞納の

発生を最小限に食いとめるべく、現年課税の徴収にも力点を置き、平成10年度では94.68%であった現年の徴収率のアップを図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、11月末現在で、前年同月に比較いたしました1.32%の増でございます。また本年9月には市税特別徴収班を旗揚げいたしました。高額滞納者にアプローチし、既に完納者や分納誓約など、現在未集計ではございますが、一定の成果が上がったものと考えております。

また、10月から大阪府の支援を受け、いろいろノウハウを御教示いただく中で初めて差し押さえ財産の公売を行うとともに、先ほど市長も御答弁申し上げましたとおり、12月1日に泉南府税事務所と共同夜間徴収を実施いたしましたところでございます。今後とも臨戸には万全を期してまいりたいと考えております。

3点目の不納欠損でございますが、不納欠損につきましては、平成10年度で15条関係で2,792件、8,170万強、18条関係で184件、687万強、合計で8,860万強の欠損を計上させていただきました。

平成11年度におきましては、臨戸徴収や納税相談を実施する中で、担税力に欠ける案件や競売事件での配当が得られない案件、参加差し押さえ等の処分は行っているものの、民間や他の官庁の債権が優先している事例などについては、会社の決算内容の調査や税務署、裁判所の調書を取り寄せるなどして執行停止、不納欠損とすべく事務手続を進めていますので、平成11年度においては平成10年度を上回るものと考えているところでございます。

また、4点目の今後の見通しでございますが、日本経済の長期低迷によりまして税環境を取り巻く状況は、泉南市のみならず引き続き厳しいことが予測されます。しかしながら、市税は自主財源の根幹をなすもので、引き続き厳正な徴収に努力するとともに、来年度においても再度大阪府の支援を受けながら市税収納検討委員会にお諮りし、市税特別徴収班の存続と課長級までを含めた全庁的な取り組みも視野に入れ、徴収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、今後の課税面の見通しでございますが、課税面から申し上げますと、これも景気の低迷が続く中、政府においてもさまざまな経済対策が実施されていますが、12年度以降、税収見込みについては、現時点においては上昇するとの判断を行うのは困難であると考えております。

具体的にお答えいたしますと、個人市民税につきましては、定期昇給の凍結、ボーナスの減額、さらに賃金の引き下げ、残業手当等の廃止等、新聞報道されている現状により税収が望めない。また、法人市民税も、景気の回復の兆しが認められるとの報道も一部ありますが、企業全体がなお厳しいと予測される中で、増収は望めないと考えているところでございます。

また、固定資産税につきましても、3年に一度家屋の評価がえがありますが、新築による増より経年補正、滅失家屋への税が上回ると考えています。ただ、土地につきましては評価が下がっているのに税金が若干上がるという逆転現象があり、心の痛むところでございますが、税制制度でありますので、若干の増収は見込めると考えておる次第でございます。

総体的に申し上げまして、10年以降も億単位で全体の税収が減になっていくものと推測いたしているところでございます。これは現時点の物の考え方でございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から、国民健康保険税の分について御答弁申し上げます。

まず、平成10年度の現年分の滞納額についての御質問だったと思います。それにつきましては、決算に当たりまして10年度の滞納額については、現年度分で1億4,245万5,000円ということで計上させていただいております。そして、従来ほかの滞納繰越分ということで、過年度分として約3億7,000万ほどございます。トータルとしまして、5億1,000万程度滞納繰越分として平成10年度に計上させていただきました。そして、徴収率といたしますと、現年度分で90.3%というふうになっております。

それと、あと臨戸徴収の分でございます。これにつきましては、当然滞納者の滞納額をいただくという形の1つの対応策として実施するわけでございます。市税につきましては、年度末に実施されております。国保につきましても、昨年度も2回程度臨戸徴収の形で夜とかに回っております。そして、今年度もそういった形でまた計画したいと、このように考えております。そして、徴収率の向上の一助となるように考えていきたいと、このように考えております。

それと、あと不納欠損の考え方ということでございますけれども、これにつきましては、当然不納欠損額の縮減については、収納率の向上と滞納者対策、これが第一義であると、このように考えておまして、やはり収入未済額の減少というのが、国保会計についても一番大事なものであると考えております。ですから、今後こういった滞納分につきましては、収納対策の一環として強化してまいりたいと、このように考えております。

それと、あと今後の対応という御質問があったかと思えます。これにつきましては、国保の場合には当然医療ということがございまして、医療証を発行するときに、もし滞納者がおられるということになりましたら窓口に来ていただきまして、そのときにこちらの方で滞納額の相談をさせていただいております。そして、そういった窓口指導でありますとか、あるいは納付相談の強化、それから滞納額の例えば分割納付でありますとか、その辺を相談させていただきまして、医療証を発行してるといってもあります。ですから、そういったところで、我々としましても徴収強化に今後努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

〔東 重弘君「滞線の一番古いのは」と呼ぶ〕
健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 済みません。滞線の最長の期間というのを、ちょっと今資料を持ってませんので、また後で調べて御報告させていただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 議員御質問の道路行政についてでございますが、まず砂川樫井線につい

てお答えをさせていただきたいと思えます。

砂川樫井線につきましては、一丘団地からJR和泉砂川駅に至る事業認可区間1,498メートルにつきましては、一部権利者を除き、用地取得もおおむね完了しておるところでございます。

また、一丘団地内の600メートルにつきましては、既に暫定供用を行っておりますし、平成8年度には牧野地内で改良工事を約150メートル行いました。また、平成9年度には一丘団地から尋春橋までの間の約140メートルについて改良工事を加え、また平成10年度につきましては、同区間内で車道部分の100メートルについて改良工事を行ったところでございます。毎年事業を実施しておるところでございます。

また、かねてより懸案となっておりますアルミニウム製造工場の件につきましては、ことしの9月初旬に用地並びに物件移転補償の契約を締結することができました。現在、当該契約に基づく作業等鋭意進めておるところでございます。

毎年事業も実施しておるわけございまして、12年度につきましては、引き続きアルミニウム製造工場の物件移転補償について取り組んでまいります。それ以後、昭和50年から長く取り組んでいる事業でございますが、一遍に事業認可区間を事業すればいいわけでございますけれども、国の補助のつきぐあい、また市の財政状況によりまして、事業は毎年しておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに考えているところでございます。今後とも早期に供用開始できるよう最大の努力をしてみたいと思えます。

続きまして、道路行政についてでございますが、基幹農道についてお答えをさせていただきたいと思えます。

農用地の総合整備事業による農業用道路の整備につきましては、平成10年3月に事業認可を受け、貝塚市、和泉市では既に着工されております。泉南工区につきましても、昨年度、延長1.1キロメートルの測量作業に着手いたしましたところです。しかし、本年、農道予定地付近でオオタカの営巣が確認され、その後の設計及び用地買収関係の作業を一時中断しておるところでございます。

オオタカへの対応につきましては、本年9月に学識経験者、大阪府鳥獣保護員、野鳥の会のメンバー等で構成しております、名称は泉南工区オオタカ調査委員会と申しますが、この委員会を設置いたしまして、農道整備を進めるに当たって必要なオオタカ調査を実施し、オオタカ生息環境の保全と事業の推進方策等につきまして審議し、提言をいただくことになっております。

調査期間につきましては、環境庁の指針に基づきまして本年12月から平成13年の7月まで、オオタカの2営業期を含む長期にわたるものとなっております。御指摘のように、基幹農道の事業進捗への影響は避けられない状況でございます。

しかし、調査委員会の審議の中で、事業における当面の対応といたしまして、測量等の現地作業につきましては、非繁殖期においてオオタカの生息に留意しながらであれば可能とされておりました。今後実施可能なところから作業を進めていただけるよう緑資源公団にお願いをしていきたいと考えております。

また、工事につきましては、オオタカ調査結果に基づき調査委員会で審議をされまして、その提言を踏まえ、緑資源公団、大阪府、泉南市が協議し、判断することになると考えております。

本市といたしましても、オオタカと共存する基幹農道を念頭に、できるだけ早く着工したい考えを持っております。部分的、段階的な着工の可能性も含めまして、調査委員会で審議いただけるよう協議をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、農業行政についてお答えをさせていただきます。

まず、減反地が大変荒れているということ、その活用方法を、いろんな方法を講じなければならないのではないかという御質問でございました。

現在、本市の農業は、急速な都市化の進展に伴いまして農地が減少し、農業経営規模も縮小の傾向にあります。全農家に対する兼業率は82.3%となっております。それに比例するように、農業者の高齢化、後継者不足等により、耕作放棄地を初めとする遊休農地がふえているのも事実でございます。

一方で、市街地に暮らす非農家の農業への関心の高まりや、高齢者の方々がレクリエーション、自家用野菜の生産、生きがいの場としての市民農園に対する関心が大きくなってきております。各家庭で発生する生ごみなどを堆肥に変えて、家庭菜園、市民農園等で利用したり、リサイクル的な野菜づくりも、環境に配慮した一石二鳥の対策であるという考えを持っております。市民農園の設置につきましては、現在農業公園に設けることを検討しておりまして、設計を委託しているところでございます。

続きまして、土地改良区についての御質問にお答えさせていただきます。

土地改良区は、議員御指摘のように、泉南市に3改良区ございまして、泉南土地改良区及び新家大池土地改良区につきましては、事務局は樽井一丁目1番地、泉南市役所内に設けております。また、男里の土地改良区につきましては、JA大阪阪南市の雄信達支所に設けておるところでございます。実質的には農林水産課が事務局のお手伝いをさせていただいております。

土地改良区につきましては、一定区域内の農業用の用排水施設、また農業用道路の新設、管理等の土地改良事業の施行を目的といたしまして、府知事の認可を受けた公益法人でございます。現在、3つ活動をしておるわけでございますけれども、その改良区が設置されていない地区においては各集落ごとに水利組合がつくられまして、水費の徴収、農業用水路、農業用道路等、施設の維持管理を行っていただいております。

近年、ため池などについても死亡事故が発生したりいたしまして、維持管理等行政の責任問題がいろいろ議論されておるところでございますが、ため池の維持管理につきましては、水利委員、また区長さんとも強く関心を持っていただいております。管理の安全対策、これについては農林水産課と協議をしておるところでございます。

聞くとおるところによりますと、土地改良区につきましては、ピーク時に122改良区がございましたそうですが、現在は都市化とともに減少いたしまして、84土地改良区に減っているということでございます。それについても零細な組合員数の改

良区が多く、維持管理を行うということになると財政的にも大変な負担になるということを聞いております。

将来的には独立した組織として自立できるように行政としては考えていかなければならないと思っておりますが、現段階におきましては組織とか財源とか事務手続等、まだ未熟なところもございますので、急にはできないものであるというふうに考えております。

基幹農道の測量着手の距離でございますけれど、泉南市域全体5.3キロほどございまして、そのうちの1.1キロメートルでございます。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） 時間もありません。取り急ぎ再質問させていただきます。

まず、大綱の1番は、関連がございますので、すべて取りまとめて再質問させていただきます。

国民健康保険税についてですが、谷部長は滞納繰り越しの長いものについての資料はないとおっしゃったんですが、ないということはかなり古いということでもあろうかと思うんですが、この間、この健康保険税の徴収率を見ますと90%ということですが、この税金は、うちは保険料じゃなしに税で取ると。これに関しては100%徴収しても5億何がしかの一般会計の繰り出しがあって、議論のあるところである。これで10%以上の人が払ってないということになりますと、この健康保険証の発行についてはどうしてるのか。

それから、滞納繰り越しをされてるということ、また長期にわたってるものについての扱いも、これは長ければ長くなるほど使ってるという必要さ、使う可能性、それに伴う必要性というのがありますから、この辺の取り扱いはどうされてるのか。

それから、先ほども言いましたように本市の税体系の徴収は、大阪府下44市町村の中でも4市町村、ごくわずかなものしかしてない。この説明を先日受けたわけなんですけど、訴追、時効、いわゆる保険料は2年、2年であるが、税体系になると3年、5年ということになります。そして、この徴収率からすると、府下ではどのぐらいに位置するのか。一般についてはこの滞納繰り越しが多いということで最下位であるということは、決算

委員会でもお聞きしたんですが、その辺でその税のいわゆる徴収率はどのぐらいであるのか。それに対して、料でなくて税で徴収するという目的と、その成果はどうかということについて、まずお伺いしたい。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、国保税の滞納者に対して健康保険証発行の取り扱いはどうかという御質問だったと思います。

この分につきましては、保険証につきましては有効期限が1年間ということになっておりまして、毎年更新をしていただいているという形になっております。そして、滞納世帯の方々に対する保険証の発行につきましては、保険証の更新時に呼び出し状を発送しまして、そして窓口に来ていただきまして、納付相談でありますとか、あるいは納付指導を行っていると。そして、その後、当然分納とかそういった形で国民健康保険税を納める方もおられます。そういった中でこの保険証を更新するというのが現実でございます。そして、現在のところ保険証を更新していただいているというところでは。

それから、収納率の問題でございますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、平成10年度の実績で言いますと、現年度で収納率は90.3%という状況になっております。そして、この分につきましては、大阪府下44団体で平均が89.81%ということになっておりまして、約25位ぐらいのところに位置してるという形になっております。ただ、最近やはりどうしても経済というんですか、そういったことに影響されまして、この徴収率につきましても低下してきているというのが実情でございます。

それと、泉南市の場合は国民健康保険税という形で徴収してるわけでございますけれども、4団体という形で、ほかの団体につきましては料という形で取ってるというのが現実です。ただ、全国的に見ますとやはり国民健康保険税の方が、団体の数というのはちょっと今つかんでませんけども、税の方が多いというふうに聞いております。そして、支払いしていただく方々にとりましては、市税と同じようにやはり税という言葉の方が、払う

というんですか、そういった意識も料に比べたら高いのではないかとこの辺も判断しまして、我々は現在のところまだ税でいってるところでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） 時間もありませんので、もう一度この件で再質問させていただきます。

1年であって、年当初に出すということなんですが、これはそれでわかるんですが、前の年も払ってないのに、次の年にまた出すというのは、どうも保険という物の考え方と行政の施行ということが、ごっちゃになってるんじゃないかなと。

例えば、そういう事情があって払えないというのであれば、これは条例なり要綱なり変えるべきであって、それを加味して苦しい中で出すと、これはもう施策と保険という制度をごっちゃにしてるんじゃないかなと。だから、この不公平さを解消するためにも、これは避けるべきだと私は思います。

例えば、お金がないから生命保険をかけてないけども、急に死んだんで下さいと、これにも匹敵するようなことになろうかと思えます。その点、今後この保険証の発行ということについて何か考えを持っておられましたら、お答えを願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 再度の御質問で、国民健康保険税を滞納されてる方々に対する医療証の発行の今後の対応ということでございます。

確かに滞納されてる方が現実におられまして、毎年窓口で相談を受けるというんですか、こちらの方からまた提起するという現実もございます。ただ、この医療証につきましては、当然医療費と、そしてけがあるいは病気したときのこともありますので、我々としては今のところ、いかに滞納されてる方々に国民健康保険税を払っていただくかというところ、そちらの方に重きを置きたいと、こういうふうに考えております。そして、その中で、医療証を発行するときにその辺のことをまず念頭に、相手方に注意を喚起し、そして保険

税を払っていただくというところ、そして、それと引きかえに医療保険証をそのときにお渡しするというので現在進んでおりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

ただ、原則論でいきましたら、当然保険税の支払いが滞ってるときには、方法としては資格証明書の発行でありますとか、あるいは短期の保険証の発行という手続があるんですけども、今のところやはり医療証ということ、そして必ず医療保険にかかるであろうということも考慮しまして、現在のところはそういう形で執行してるということでございます。御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） ただいま答弁いただいたんですが、その答弁では市民は到底、税の公平さということからして納得はしない、私はそう思います。この件については御検討いただくとともに、施策も考えていただきたい。また、一定の期間を置いた後、本会議で質問させていただきます。

続きまして、市税、いわゆる固定資産税、所得税についてお伺いいたします。時間がないので簡単に説明を求めます。

滞納繰り越しということにつきましては、ただいま説明がありました。これはバブル崩壊で、土地、いわゆる資産、不動産等差し押さえ、これは担保能力がないということをはっきりしてるものが、当然臨戸徴収やその処理に当たるにつけてははっきりしてる。これを不納欠損で落とすということについては、市民の皆さんの中には、このひとり歩きをした徴税率、徴収率の低さゆえに、納税ということについても一度考え直すというふうな露骨な意見も出てきております。なぜこのぐらいの率なのに払わないかんのかというふうな意見も聞きます。

そういう面から、単年度で9.5というような徴収率になっているのに、関空を除けば7.0%と、もう極めて低い数字がひとり歩きする。こういうことは一刻も早く改めるべきである。そういう面から、思い切った、不納欠損に落とすということも必要ではないかと私は思います。

ただ、その不納欠損について2点お伺いをいた

したいと思います。

まず1点は、不納欠損に繰り入れるとすると、10年度でも繰り入れたということですから、不納欠損に繰り入れると、その債務者の不動産等の差し押さえ、いわゆる抵当権をその時点で解除するのかどうか。

また、相続が発生しますと、本市に持っている資産、不動産については、土地家屋名寄せ帳というもので簡単に確認はできるんですが、近隣市町村または府外というものについてはなかなか確認ができない。税徴収という名分が立って、そこまで確認しようと思いますと、長い間の繰り越してあれば当然相続も起こってますから、相続の分割協議書というようなものまで立ち入れるのかどうか。市税を徴収するという名目で、いわゆる民法で決められた相続という分割協議書に入れるのかどうか。これに入れなければ、行政間の横のつながりがなければ、市内に持っている人は全部取られる、市外に持っている者は全部助かると。

そして、動産、いわゆる有価証券等、この辺はどうとらまえていくんか。私は横のつながりは必ず必要やと思うんですよ、こういう面については。その辺をどう考えてるか、どう扱うんか、お答えください。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 東議員の再度の質問にお答えいたします。

不納欠損につきまして、先ほど大変ありがたい言葉をちょうだいいたしました。当然、不納欠損を処理いたしますと、差し押さえという根拠はなくなるわけでございまして、そういったことで解除するということになります。ですから、不納欠損というのは、財産がなくなったということも意味するかと思いますので、そういう財産のない人には、何らかの形で財産を失ったということで解除を行うということでございます。

そして、もう1点の相続の関係でございますけれども、相続が発生時、我々の財産調査であります。遺産の分割協議書に介入することは我々としてはできません。そういったことで税法では、地方税法9条にも相続による納税義務の承継という条がうたわれておりまして、民法にも規定され

ていますので、それによって執行してまいりたいと考えておるわけです。

また、他市での財産というんですか、そういう相続につきましては、近隣市町と連携を尽くしまして、我々としては常々連絡を密にいたしまして、国税、府税との三者協議を通じて、共同事案として現在処理に当たっているところでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） 1点目のいわゆる担保解除、抵当権設定解除という面については、私の質問の趣旨は、当時は担保能力があったが今はなくなっているものについても解除すると、今後バブル時の半分ぐらい戻ったときには能力が出てくるという可能性もあるんですが、それは法制上、不納欠損に落とせば担保解除しなければいけないのか、その辺についてもう一回だけ。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 不納欠損の差し押さえの解除でございますけれども、この差し押さえの解除には、いわゆる競売事件とか、また強制執行とかあるわけでございますけれども、そういった形で財産がなくなりますと、税が消滅すると。これは法令上は3年間の猶予がございます。これは競売で、破産しましても破産法第4条というのがございまして、特例がございまして、税は消滅しないと、復権を待つというような条項もございますので、その点御理解よろしくお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） そのあたり少し勉強不足で申しわけないです。

それでは、次に移らさせていただきます。

砂川樫井線は、もう皆さんが認識をするとおり四半世紀も過ぎて、計画以来大変お困っている道路であります。昨日も成田議員から新家駅前が大変な状態になってるというお話もありました。そして、一丘地内を通る危険性よりも新家踏切の危険性を重く見て、一丘団地内を通ってもいいというふうな意見も出されました。そういうふうな砂川樫井線ですから、一刻も早い工事進行をお願いしたいと思います。

それから、次に広域農道に移るんですが、この農道は、御承知のように和歌山県あたりでは広域農道がすごく多くて、最近でも粉河から橋本市へ抜ける、いわゆる農業に寄与するだけじゃなくて、経済やら本来の道路の混雑を解消するバイパス道路としての役目が非常に高い。泉南地方にも岸和田に有真香農免道路というのがございますが、これも農業に寄与するだけじゃなくて、旧集落のバイパス道路として非常に寄与してる。

そこにあって、この新家踏切の混雑が解消できにくい。答弁を聞いてますと、当てにせんと待つてほしいというふうに聞こえるんですが、その解消を図るためにも、この広域農道がバイパスにならないだろうか。

例えば、できることからすれば、泉佐野市へ入ると新家踏切を越えなくても国道481号線、いわゆる空港連絡道路の下の国道が、阪和線はオーバーパス、南海はアンダー、第二阪和はオーバーということで、通常の信号待ちだけで湾岸道路まで出れると。大変有効な道路なんですけど、これに例えば新家踏切を越えて第二阪和の樫井交差点の混雑や、和泉泉南線を右折していくと長滝駅の踏切、あの変なコンビネーションの踏切なんですけど、すごい1キロぐらい並んでる。こういうところを通らなくても行ける。そのような中において、この道路の位置づけをバイパスとして考えられないかどうか。

それと、もう1点、この道路は、私も議員になる前の話なんですけど、説明を受けたときに、これは農家の要望道路、要望を受けてつくるというふうなことで、要望書への押印要請があった。泉南市の農家はどのぐらいの割合の人がこの農道に賛成してるのか。また、河内長野から泉南市までという広域ですから、各市町村ではそれぞれどんなぐあいだったのか。少しその辺をかいつまんで、ごく短くお話してください。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 基幹農道につきましては、農用地の整備、これは堺以南ずっとぶら下がってあるわけございまして、農業の用に供する道路ということでございますけども、何も一般の車が通ってはいけないという道路ではございま

せんので、泉南市といたしましては、当然泉佐野岩出線、これとの接道によって、南方面からの車両についての北の方面に行くというアクセス道路、生活道路という意味でも考えておるところでございます。

また、農道につきましては、これは農用地の整備公団法に基づきまして、公団が事業を実施するわけでございます。その際には、農家からの要望書の提出がなされるという手続をとって行っております。泉南市につきましては受益農家の99.3%の方々が、議員おっしゃられたように署名をされまして、要望書という形で提出をしておるところでございます。

また、全体を眺めましても100%近い受益農家の方々が要望書を出されているという自治体もでございます。平均といたしましては98.9%の受益農家の要望が上がっており、請願道路的な意味があるという意味でございます。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） その位置づけは請願道路であり、一般道路の役目を果たすんだというお話がありました。きのうも議論の中に、産経新聞が事業とオオタカの関係を書いているという中で、どなたかがそれは産経新聞の私見だというふうな話があったんですが、これは、命をかけて踏切を渡る人間と、どこへ飛んで行ったかわからんオオタカという問題をリンクさせるとこの事業は進まない。

市長、これはそういう面も1つずつ、それはそれ、これはこれと言っていると、私も自然を守ることにはやぶさかではないんですが、そういう議論になってくると、だから人間とタカとどっちが大事なかと、命をかけて踏切を渡らんとあかんやないかという議論が片一方にあって、そのバイパス効果を行政が認めるという中にあって、オオタカがおるからあかと、これはもう全く事業が進まん状態なんで、その辺をこれから積極的に申し入れて、ぜひ早期にやっていただきたい、このように思います。

それから、取り急ぎ、これは市長にお答え願いたいと思うんですが、市民農園というのは市民農園法という法律がある——私はそういう意味じゃなくて、市民が楽しめる農園という意味で書いた

んですが、そういう法律があるということを認知してませんで、ちょっと答弁はそちらの方へいつてしまったと思うんですが、先ほど述べましたように50%を超えております。

市長もことしの第1回定例会で上山議員さんの代表質問に、EM菌やいろんな方法で堆肥をつくるにしても受け皿がね、という話がありました。これも、農家がこれを1対1で貸すと若干農地法に抵触します。そうなると、いつ返してほしいという契約で貸しても、それは公序良俗に反する契約というふうにもとられかねない。こうなってくると、時効という面があります。

戦後、自作農創設特別措置法というふうな極端な法律もあって、農家としては貸してやりたいが貸しづらいなあ。行政にあっては、例えば生ごみをその人たちが処理する、また直接使うということになりますと、いわゆるごみ処理ですね。一番の厄介者は生ごみだと思うんですね。これをたくために、助燃材として段ボールや新聞紙、ビニールというものを持っていく。

例えば、資源をリサイクルするために段ボールや新聞紙を取ると、助燃材がなくなって灯油でたくと。すると資源を保護するために資源のむだづかいという、こういうパターンになる。生ごみを減らすと資源のサイクルで自然と上がりますね。それと、800度を超さんとダイオキシンが減らないという、そういう燃料ということも助かりますし、例えば5億5,000万ぐらい繰り出してると思うんですが、これが2割減ったら1億超えるわけですね。その生ごみが減った分——単純ですよ、これは。そうすると、資源のリサイクルでもそれができる。

今じゃ缶、瓶しか取れない。取れない理由は、生ごみを燃やし、ダイオキシンを出さんためにそれらを全部燃やすと。日本はごみ処理は焼却にほとんど頼る。それが、世界から熱帯雨林を壊してるのは日本だと、資源が絶えてしまって次から次と、そういう批判もありますしね。農家もこういうことの中に入ってくださいますと、大変ありがたい。やはり農地を保全するという目的から大変ありがたいと思うんです。

市も生ごみの関係、いろんな議員さんもおっし

やっていますが、この辺は一石三鳥、四鳥という面もあると。どうかひとつぜひ御検討願いたいと思うんですが、その辺について一言。

議長（嶋本五男君） 向井市長。時間がございませんので簡単をお願いします。

市長（向井通彦君） 生ごみを減らす運動、これはぜひ広げていきたいと思います。既に取り組んでいただいている区、あるいは自治会、あるいは有志の方もいらっしゃると思いますが、そういう中では御相談に乗らせていただいて、農家の方と、それから利用者との例えば橋渡しとか、あるいは今貸す側の懸念としてある賃貸借の問題等について、市がそういうことが発生しないような方策を講じるとか、そういう形での協力はいたしておりますけれども、またいろんな具体の例によって、我々の方で果たせる役割はあるというふうに思いますので、考えてまいりたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 以上で東議員の質問を終結いたします。

次に、9番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 久しぶりのお立ち台でございます。胸が震え、心が躍ります。広いお心の諸先輩の方々、また温かいお心の理事者の方々、多少の間違いがあっても、ただよいよいと励ましの言葉をいただきたいと思います。

それでは、大綱4点にわたって質問をさせていただきます。

西暦2000年まであと17日であります。一部のコンピューターが西暦を下2けたで処理するプログラムであるため、西暦2000年になると下2けたの00を1900年と誤認し、金融機関、企業などコンピューターが関係する多くの分野でシステム異常が起きる可能性が指摘されております。首都圏と関西圏で最近相次いで起きた大停電は、1カ所で起きたトラブルが予想もつかないほど広範囲で深刻な影響を与えるという、ネットワーク社会の持つ弱点を示したと言えます。このことも教訓にしてほしい。

私たちの生活が依存する社会基盤で問題が起きれば、影響は深刻だが、何も起きない可能性もあります。対応には戸惑いが見られるが、多くの途

上国では対策が進んでいない。ロシアなどでは時間切れのまま新年を迎えるという可能性もある。厳冬期に電気やガスなどがとまるおそれも指摘されております。アフリカ53カ国の過半に当たる27カ国が、対策金の緊急援助を国際社会に求めています。

国内では、空港会社が大みそかと元旦をまたぐ便を見合わせる予定であります。燃料供給停止に備え備蓄強化に乗り出した電力会社もある。一部銀行では、年末年始が期日の手形の発行や振り込みなどを控えるよう顧客に呼びかけているところもある。コンピューターメーカーでは技術者のほとんどが年末年始に出勤、ユーザーの問い合わせなどに対応する。鉄道会社では、元旦の午前0時前後に列車を最寄り駅に一時停車させることを決めているところも多い。

問題は、対策に人員や資金が不足している中小企業とされており。大阪市では、コンピューター2000年問題対策として、12月29日から1月3日までの間、通常より職員を配置した特別体制を組み、危機管理計画を発表しております。

そこでお尋ねいたしますが、年末年始の対策本部体制はどのようになっているのか、お聞かせ願いたい。

行政問題であります。まだまだ時間外勤務が多くて、職員の方々が苦勞していると思われ。財政の面もあるが、集中して職員が残業しなければならない状況もあると思います。健康を害して病欠になっておる人もあると思います。職員の健康管理と財政効果を上げるような斬新な考えを取り入れる積極的な地方自治体もふえております。そこで私は、フレックスタイムを取り入れて、時差出勤というか、2時間残業すればその次の日は2時間遅く出勤させるとか、季節的に残業が多いところは、その反対に暇な季節のときは長期休暇を与えると、年間を通じて職員の健康管理と、できる限り残業がないように考えてはどうか。行政改革を真剣に考え、進めておられると思いますので、大体の結論が出ていると思います。御所見を賜りたいと思います。

大綱第2点目、環境問題。

コミュニティバスについてお伺いいたします。現在、バス問題検討委員会を発足させておられると見聞いたしておりますが、どの方が中心になって進めておられるのか、現況をお聞かせ願いたい。

ダイオキシン問題でございますが、猛毒ダイオキシン汚染の抜本的解決を可能にする画期的な内容を盛り込んだダイオキシン類対策特別措置法が7月に成立いたしました。同法が来年1月15日に施行されることを踏まえ、政府が示した4年以内にダイオキシン類の排出総量を9割削減——1997年度比でありますけれども、目指しておりますが、泉南市の状況をお聞かせ願いたい。

大綱第3点目は、教育問題についてお伺いいたします。

文部省の調査によれば、理科が嫌い、楽しくないという中学生がふえている。理科離れ現象は1980年代後半から起こっているが、その理由は何か。ある教師は、子供自身が自分で考え、楽しむことが少なくなった。また、ある教師は、今の子供たちには直接自然に触れる機会がなくなった。その要因は、受験を意識した理論優先の勉強にあるという。

確かに理科は、本来日常生活と密接に関係する教科なのに、多くの法則や定理を覚え、できるだけ早く正解を求める今の受験競争が理科離れに拍車をかけている一要因なのかもしれない。子供たちが本来持っている発見の喜びや探究心を大事にしたい。結局、彼らのユニークな、自由な思考を大人がどれだけはぐくんでいけるかにかかっていると思う。

中曽根文相は7日の閣議に、1984年の臨時教育審議会設置後、15年間の教育改革の流れを初めて特集した99年度版教育白書を報告した。学級崩壊や学力低下論などが叫ばれ、文部省への批判があることに配慮し、戦後教育の反省点を認めた上で、この15年の改革の内容や方向性を国民に説明し、理解を求めている。

白書はまず、戦後教育について、受験戦争の激化で学校教育が知識に偏り、思考力や豊かな人間性をはぐくむ教育がおろそかになった。また、家庭や地域の教育力が著しく低下し、いじめや不登校などの背景となった。また、教育の機会均等を

重視し過ぎ、個性や能力に応じた教育が不十分だったと総括、反省点も少なくなかったと認めた。

白書はまた、この15年が、これらの反省に立ち、社会の変化を先取りする形で展開していると強調し、その中身をQ&A方式でわかりやすく説明しております。

例えば、2002年度スタートの新学習指導要領では、小・中学校の教育内容を3割削減するが、学力低下を招かないかとの質問を設定、全員が共通で学ぶ知識量は減るが、基礎、基本はしっかり習得、知的好奇心、探究心を身につけることで学力の質が向上すると答えている。

そこでお伺いいたします。学級崩壊を現在どのように考え、どのように対応しようとしておられるのか、また不登校児童の対応をどうしていくのか、教育長の御所見を賜りたいと思います。

また、ここ数年、小学校の間で学校のトイレに行けない症候群とも言える傾向が広がっているようであります。排便を我慢して慢性的な便秘になったり、お漏らしをしてしまうような子供もおると伺っております。子供の心と体にさまざまな影響が出てきているようではありますが、学校のトイレは、建物の老朽化が進む中でトイレ環境も悪化し、施設、日常のメンテナンス方法も立ちおかれているのではないだろうかと思われれます。

そこでお伺いしますが、この問題についてどう考えておられるのか、あるいは老朽化のそういう建物についても、どういう形でこれから進めていくのか、御所見を賜りたいと思います。

次に、子供議会についてお伺いいたします。この問題については平成7年の12月議会でも取り上げております。あるいは、平成10年の9月のときにもとらえておりますが、検討を進めてまいりたいという答弁でありました。現在、検討してどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

次に、大綱第4点目は、福祉問題についてお伺いいたします。

少子・高齢化が急速に進む日本社会で、児童虐待という深刻な病が蔓延しておりますが、虐待されている子供にとっても、虐待している親にとっても、これ以上の不幸はない。家庭という密室で

起こる悲劇を食いとめるためには、あらゆる手で講じるべきであります。

厚生省によると、虐待されて死亡した子供の数は、昨年度1年間で41人に上っております。この調査は、全国174カ所の児童相談所から虐待に関する情報を収集したものであります。児童虐待対策は、虐待者の6割近くが母親であることから、子育て支援、少子化対策と連動させて一体的に展開される必要があると思います。深刻な少子化の進行や、家庭内での児童虐待の増加などを背景に、子供を産み、育てやすい環境の整備が急務であります。

そこでお尋ねいたします。安心して子供を産み、育てやすい環境づくりのために、児童虐待防止策として児童家庭支援センターの設置を考えていただきたいと思います。

最後に、市役所に訪れるお客様の中には、体の不自由な方も多々見受けられます。目の御不自由な方、あるいは耳の御不自由な方もいらっしゃいます。そのために、市民課あるいは福祉課に手話のできる職員を配置させてはどうか。あるいは、携帯用の機械で——これはわずかの金額で購入できるとは思うんですけども、パイプみたいなやつをちょっとお貸しすればすぐに呼んでる声が聞こえるという、耳の不自由な方、あるいは目の不自由な方でもすぐにわかるという機械が現在発売されておるそうであります。各市町村でそれを設置してるところが徐々にふえているそうであります。この2点の御所見を賜りたいと思います。

以上、質問が多岐にわたりましたが、理事者の皆様方の明解な御答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、コンピューター2000年問題について御答弁を申し上げます。

Y2Kと言われておりますコンピューター西暦2000年問題は、ことしの年末から年始にかけての最大の課題でございます。本市におきましては、私を本部長といたします対策本部を既に設置いたしまして、その対応について種々検討してきたところでございます。

特にお尋ねのこの年末年始の本市の対応ということでございますが、まず1つは、12月31日から1月4日までの間、午前9時から午後5時まで本庁内に対策本部員を配置いたしまして、情報の収集や住民の問い合わせに対応してまいりたいと考えております。

また、ライフライン——電気、ガス、通信などにおける万一の不測の事態に備えまして、最重点的警戒期間の12月31日午後10時から1月1日の早朝にかけまして、本庁、水道部、消防本部に幹部を含む60名の職員を配置した警戒態勢をとるとともに、消防本部におきましては119番通報不能等に備えまして、消防分団車庫——信達、樽井、鳴滝、西信達、新家分団に、50名程度の消防団員を配置した警戒態勢を実施してまいりたいと考えております。

また、万一、ライフラインに大規模な障害が発生した場合には、地域防災計画に基づく災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施してまいりたいと考えておまして、全庁一丸となってこの年末年始に対応してまいりたいと考え、市民の皆様にご心配、御不便のかからないように万全の態勢をとるということで、既に決定をいたしております。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 人件費の関係について、私の方から御答弁をさせていただきます。

人件費の抑制を図るために、超過勤務手当の縮減については鋭意努力しているところでございます。人事課が所管いたしております一般管理に係る超過勤務手当についてでございますけれども、平成6年度の執行額が1億3,000万円であったものが、平成10年度には8,800万円まで縮減されております。今後も、新規職員の採用を抑制している中ではございますけれども、さらに縮減に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど奥和田議員の方から御提案のごさいました、一定の定められた時間帯の中での労働の始期と終期を自由に決定し得るような労働時間制、フレックスタイムというふうに呼んでおりますけれども、この制度につきましては一律な労働

時間の管理になじみにくい分野であります研究開発部門に導入しているところが多く、国においても平成5年4月から研究部門に限って導入いたしております。

本市のように、常に市民が来庁し、窓口業務のある地方公共団体においては、現時点では導入することは困難ではないかというふうに考えておるところでございます。今後、各市の取り組み等の状況を見ながら、検討研究を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 奥和田議員の質問のうち、コミュニティバスについて御答弁申し上げます。

委員等の構成についてはどのようになっておられるのかという御質問があったわけでございますが、まず、助役を委員長としまして、関連する福祉、教育委員会、道路、財政、企画等、各関連部局の部課長が参画した委員会でございます。事務局は私どもの環境整備課が受け持っております。

当初の委員会の案件といたしましては、議員御承知のとおり、南海バス路線のうち鳴滝線の休止に伴う検討を行っております。その後につきましては、乗合バス事業について、政府は規制緩和推進計画に基づきまして、平成13年度までに需給調整規制を廃止することとし、現在検討を進めているところでございます。これに伴いまして、本市といたしましても、地域住民の日常生活に密接に関連するものであり、市民生活に大きな影響を与えることとなるため、引き続きコミュニティバス等の検討に入っておりますところでございます。

現時点では近隣市町村の参考資料の収集も既に終わっておりますが、今後本市でコミュニティバス等を運行する場合の運行経路、また運行回数、直営がいいのか委託がいいのか等、いろんな問題がございますので、その問題を解決といいたしましうか、まとめる作業を行った後、本市の検討委員会の方角づけを出していきたいと思っております。よろしく御願申し上げます。

続きまして、ダイオキシン問題の件でございますが、本市における対策はどのようになってお

るのかという御質問であったと思いますが、現在泉南清掃事務組合が施行いたしております工事につきましても、国の新ガイドラインに基づくダイオキシンの基準値、いわゆる1ナノグラム以下への低減対策の実施と燃焼施設等の延命化を図るため、効果的な更新、補修を行っているところでございます。

具体的には、焼却炉での燃焼改善と集じん器、いわゆるバグフィルターのダイオキシン再合成の低減を目標とし、実施しているものであり、あわせて、湿式の有害ガス除去装置を撤去し、乾式の有害ガス除去装置に変更いたしておるものでございます。本年より工事にかかってございまして、来年、12年度ではすべて終了するとの報告を受けてございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 私の方から、奥和田議員さんからの子供議会実施についての御答弁を申し上げます。議員におかれましては、以前の議会でたびたび御意見をいただいていたようでございます。

子供議会は、子供の発想や子供が感じていることを聞く機会といたしまして、また子供に市政への関心と理解を深め、社会的学習に役立てるという意味からも教育的意義はあるものと認識いたしております。

教育委員会といたしましては、目下、子供議会を実施しております近隣各市より資料を取り寄せたり、子供議会の担当者の方が見学をしたりさせていただき、検討しているところでございます。

具体的検討事項としましては、質疑の形式、あるいは参加対象児童・生徒の選考のあり方、それから参加児童・生徒以外の子供への関心の持たせ方等であります。

一定の方向が出ました時点で、議会及び市長関係部局の御意見、御指導を仰ぎながら、実施に向けて努力したいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 私の方から、学級

崩壊についての考え方と不登校のことについて、御答弁を申し上げたいと思います。

文部省がことし9月に小学校の学級崩壊についての実態調査の結果を報告しております。これによりますと、学級崩壊の原因は複合的であると言いつつも、約7割が教師の学級運営が柔軟性を欠いているということが挙げられておりました。ほかには授業の内容と方法に不満を持つ子がいるということも載っております。また、学校と家庭の対話が不足していることが原因ではないかということも載っております。

学級崩壊の実態を見てみますと、4年生を基準にして分けられるかというように思っております。と申しますのは、学習指導要領の中で4年生から指導内容が一段と多くなるというところがあるというように思われます。小学校低学年の崩壊につきましては、けじめの問題、よしあしの問題、そういうしつけの問題が不足しているかとも思われておりますし、事例によりますと、1クラス5名の学級でも学級崩壊が起こっているという状態もあるように聞いております。

また、4年生以上、いわゆる小学校高学年から中学校にかけましては、授業についていけない子供たちがふえるということで、調査によりますと、中学校では約3割、高校では約5割の子供が授業についていけない状況にあるのではないかと推察も出ておるところでございます。

こういうことからしまして、まず我々としては、教員の資質の向上を図らなければならないということも十分考えておりますし、幼児期からの教育について、生涯学習、生涯教育あるいは社会教育の中で培っていく必要があるのではないかと、このように考えてございます。

続きまして、不登校の問題ですけれども、平成10年度、泉南市におきまして不登校の子供たちは小学校で8名、中学校で33名でございます。また、平成11年度10月末までの数字といたしまして、小学生が9名、中学生が38名という結果が出ております。

この不登校問題につきましても、平成10年度の統計を見てみますと、全国で12万7,000人ということで、中学生では2.3%、小学生では0.

34%になっていると。大阪府におきましては7,714名ということで、中学生では2.5%、小学生では0.3%ということになってございます。

泉南市におきましては中学生が1.5%、小学生は0.19%となってございまして、数字上では低いところではございますけれども、こういう不登校生がいるということについては、十分認識をし、対応を考えていかなければならないということを思っておりますし、今現在不登校生につきましては適応指導教室を開設いたしまして、学校復帰への支援を行っております。

また、スーパーバイザーによる教職員や保護者への指導も行っておりますし、大学生2名をアルバイトで採用し、アシスタント指導員として不登校生の家庭訪問等も計画をしており、機能させていきたいというように考えておりますし、教育相談所に2名を配置し、教育相談にも対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 奥和田議員の教育施設の中で、トイレについて御答弁申し上げます。

かねてから老朽校舎ということで、教育設備については日々考えているところでございますが、これについては多くの課題があります。そして、トイレもそのうちで考えております。特に危険性のあるもの、緊急性のあるもの、そして衛生面での問題点、そのあたりを中心に考えておまして、子供たちにとってはトイレの環境、これは身体的にも精神的にも児童については非常に重大というふうに認識させていただいておまして、今後可能な限り校舎の整備充実にも努めるとともに、児童・生徒の生活の場としてふさわしい、安全で潤いのある教育環境づくりの推進に努めたいと思っております。どうかよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 奥和田議員御質問の福祉問題について御答弁申し上げます。

まず、児童の虐待問題についてでございます。この児童虐待問題が我が国でも取り上げられるこ

とが多くなりまして、児童相談所が扱う児童虐待件数は3年前に比べると3倍に増加し、5,600件に達していると言われております。その背景には、虐待する親の増加と、虐待への認識が国民の間に高まりつつあることが考えられます。

しかしながら、まだまだ多くの子供たちが罪もないのに危険な目にさらされ、それが家庭内という密室で行われているために救われないままであると推測されています。

虐待には、身体的虐待と保護の怠慢ないし拒否という虐待が我が国では圧倒的に多く、さらにその場合には心理的虐待も重なっている場合が多いとなっております。

身体的虐待は、たたくというレベルから、殴って死に至らしめるというものであり、保護の怠慢などは、日常的な世話を怠り、危険な状態に子供がいても、むとんちゃくなために乳幼児を死に至らしめる可能性の高いものであります。また、心理的虐待は最も気づかれにくいものであり、人の心を傷つけ、荒廃させるものであります。

本市といたしましては、保育現場と密接に連携を図り、虐待の疑いのある子供の早期発見と、子供やその家庭に対する適切な対応を行い、子供の命の危険、心身の障害の発生の予防につながる保育活動を行ってまいりたいと考えております。

また、あってはならないことと考えますが、虐待が疑われる場合には、子供の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることに努め、嘱託医、地域の児童相談所、児童委員、保健所などの関係機関と連携を図り、適切な行政指導に努めてまいりたいと考えております。

それと、もう1つ、児童家庭センターの設置という御提言もあったと思います。この分につきましては、現在総合福祉センターの方に家庭児童相談室というのがございまして、その家庭児童相談室において、児童相談のために毎月第1、第3木曜日に子供さんのそういった相談を実施しております。その中で、特にこういった問題について対応しているということもあまして、子供支援センターの中にありますので、この子供支援センターを中心に対応してまいりたいと、このように考えております。

それと、続きまして、手話のできる職員の配置という御質問だったかと思えます。これにつきましては、議員御指摘のとおり、聴覚障害者にとりましては手話通訳者の協力は不可欠でございます。また、この件につきましては、泉南市のろうあ部会からも再三にわたり御要望いただいている事項でございます。

ろうあ者福祉指導員の設置につきましては、福祉事務所といたしましてもその必要性は十分認識しているところでございまして、今回関係部局とも調整いたしまして、現在設置に向け準備を進めているところでございます。こういう状況でございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） まず、下水道事業でありますけれども、お尋ねします。

下水道については、今回統廃合で事業部と合併されるようになっております。若干見聞はいたしておりますけれども、改めて部長にお聞きします。

4月1日、これはどういう形になるのでしょうか。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、機構改革の御質問があったわけでございますけれども、議案でも御提案させていただいておりますけれども、今回の考え方の中で、下水道についても一定の整備促進が図られたということで、今後事業部と統合することによりまして、その都市整備部門について、統合した一括的な推進を図りたいということの中で、今回統合させていただいた中で、名称を都市整備部というふうに改称した中で、今後とも同じような形で推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） それでは、下水道部長に敬意を表して、御質問をさせていただきます。

下水道事業というのは何に基づいて事業をされているのか、お伺ひします。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 下水道法に基づいて行っております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 下水道法に基づかれてやっておられるわけですね。この下水道法の中に、公共下水道の設置については各市町村がやらないといけない、そういう法律になっておりますけれども、この中にはただし書きがありません。これに間違いはないのでしょうか。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

下水道法に基づいて下水道事業を実施しておりますので、よろしく御理解のほどお願ひします。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 同じことを言います。では、下水道法の中の第2章の第3条を読んでいただけますか。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 「第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。」。

〔奥和田好吉君「はい、そこまで結構でございます」と呼ぶ〕

下水道部長（竹中寿和君） 以上でございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 改めてお伺ひします。これに間違いはないのでしょうか。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 第3条の中に2とございまして、「前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。」と、こういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） それはどういう意味ですか。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今御質問されました下水道法第2章の第3条第2項の規定でござ

ございますけども、議員御指摘のとおり、公共下水道事業につきましては市町村が行うものと第1項で明記しております。しかしながら、都道府県、泉南市の場合は大阪府でございますけども、大阪府も流域下水道事業というものをやっておりますので、この流域下水道事業の法的根拠がこの第2項でございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） それでは、お尋ねいたします。

泉南市の公共の下水道については泉南市がやらねばならない、これは間違いのないわけですね。それで、例えば民間の方が、事業主とかいろんな方がいらっしゃいます。開発とは全然別で、その方がどうしてもうちは下水道をやってほしいと。勝手にできませんね、これは。どうなんですか、そこらのとこ。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） ただいま御質問がありましたように、泉南市の公共下水道につきましては泉南市で行います。法に基づいて行っておりますので、下水道につきましては認可区域というものを定めておりまして、認可区域のほかで下水道工事をやりたいという民間の方がおられましたら、それにつきましては、所定の手続をして工事をしていただいている事例もあります。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 今の話では、公共下水道、公共の事業で、いわゆる認可区域については例えば100メートルの間を5年かかったとしましょう。1年間でここを10メートルぐらい泉南市がやったと。その次の部分のところで1年かかる、あるいは2年かかる。その場合に事業主が、ここはうち、すぐやってほしいねんと、お金を出したらできるという意味のことをおっしゃってるんですか。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） さようございます。お金を出していただきまして、所定の手続を経まして、その方に下水道工事をやっていただいております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 少し矛盾があると思うんですけども、それは開発協力金のことを言ってるんじゃないんでしょうか。開発区域ならよくわかるんです。しかし、既存の家があって、あるいはその隣に工場をつくるとか、そのときにどうしても下水道が必要や、これ待ったったら2年も3年もかかる。それならうちがお金を出して、この公共の事業、ここ本管をやる。そしたらお金を出さして、それをやれるということですか。

開発要綱の中にはそういうことは一切載っておりません。開発事業以外のことを言ってるんですけど、それでもお金を出さして、それでそこに直させることができるんですか、泉南市が許可すれば。道路法というのもあるし、下水道法というのもあります。これは民間は自分で勝手に掘ったり埋めたり一切できません。そこらのとこ、どうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 下水道法3条によりまして、公共下水道の設置、改築などは市町村が行うものとするでございます。今申しましたように、市の公共下水道事業は補助金を中心にやっておりますので、認可区域外につきましては事業がなかなか進まないのが現状でございます。したがって、事業が進まないところにつきましては、手続を経て公共下水道を民間の方に設置していただくことがあります。

法律の解釈なんですけども、同じ下水道法の16条に「公共下水道管理者以外の者の行う工事等」という条文がございます、その中に住都公団が行う開発等とかによりまして、下水道管理者以外の者が下水道を設置できるものとするという要綱がございます、これを運用いたしまして、本市でも下水道をつけたいという方に対しましては、何度も申し上げますように所定の手続を経た後に工事をしていただいております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） これはわかっております。この16条の中に載っているのは、公団とかあるいは開発した、この緊急のためにこれは載ってるんでしょう。これに当てはまらない部分を言ってるんです。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 下水道法の16条には、特に住都公団ですとか開発という言葉は載ってませんで、法の解釈上、例としては住都公団が行う場合とか等書いてますけども、これを運用いたしまして、泉南市におきましては下水道がなかなか来ないというところで、例えばすぐ近くまで下水道が来ているというところに付きまして、その方の御判断で、下水道以外の処理をするより下水道工事をかわってやった方が総合的に有利であると判断された場合には、これを拒否しますとその方にとっても不利益になりますので、この16条を運用いたしまして下水道工事を行っていたいております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 時間もありませんので、これ以上言いません。ちょっと間違っておりますので、調べといてください。

それから、次にダイオキシン問題ですけども、きょうの読売新聞にも、ダイオキシン問題で元作業員が1人1億円の請求で提訴を年内にするそうですけども、このダイオキシンというのは大変な猛毒で、大変な状況です。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、実はここにある方が新聞を出していらっしゃいます。大変なことが載っております。一部だけ紹介したいと思いますけども、これについて泉南市がどういう形で取り組んでいるのか、ちょっと一部紹介したいと思います。

「かつてのすさまじい野焼きの結果としての人体汚染の程度を検査するように求めています、いまだそれが始まろうとする兆候もありません。そうこうするうちに野焼き現場周辺の住宅街の住民に、肺がんや悪性リンパ腫、白血病などが頻発しております。これでも当局は何の対応も示さないのでしょうか」という、大変なことが載っております。泉南市はこれに対してどういう対応をした、どういう反応をしたのか、お聞かせ願いたい。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 野焼きにつきましの御質問があったわけですが、前回の

定例会でも御答弁申し上げましたが、随分と件数等が減っております。

先日も大阪府の環境整備課の職員と私どもの職員で、2カ所の行政指導を行っておるところでございます。たまたま1カ所につきましては、現地で社長と会いまして、すぐさま野焼きはやめるといってお言葉をいただいております。もう1カ所につきましては、社長、従業員とも留守でございましたので、警告の用紙を張ってきたというのが実情でございます。

それで、野焼きに関して健康への影響等はどうかという質問もあったわけですが、私ども環境整備課の方では、人体への影響等は調査するすべがございませんので、余り影響はないとは思っておりますが、文献等によりましてはかなり影響があるという文献もございますので、今後は野焼き行為をしないよう最大の努力を傾注し、行政指導に当たってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 非常に無責任な答弁であります。ないと思う——あったら大変なことなんです、あったら。非常に無責任な答弁だと思います。住民からは、これを見て問い合わせがいろいろあります。非常に危機感を感じて、危険で、なぜこうなったのかということで非常に不安が広がってるわけです。その対応をどうしたかと聞いてるんです。

ここに載ってるのは、野焼きが原因でそういう悪性リンパ腫——大変なことですよ、これ。がんになったというんです。白血病、がんになったというんです。こういうことの原因をはっきりとさせなければ。

お伺いしますけども、これは何の根拠もなく載せたと、何の根拠もなく載せると、そう言いたいんですか。先ほどの答弁を聞いたらそういうふうな形で聞こえるんですけども、何の根拠もなくこれに載せたというんですか。もしそうであれば大変なことですよ、これは。お聞かせください。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 再度の御質問でございますが、私ども泉南市といたしましては、そのようなデータは持ち合わせておりませんので、特に健康にどのような影響を及ぼすかというのは、現時点ではお答えできかねますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） これが出て何ぼたつんですか。ちゃんと調べるように言ってますよ。言ってますよ、これを調べるように。公室長、どうぞ。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） その新聞というんですか、チラシについては市の方で出したものではないし、市の方としては特定できるものではないというふうに考えております。

ですから、私としては、議員から聞いた後に、その関係の方にはこういう新聞が出ておりますよということの通知はさしていただいておりますのでございますけれども、市として今その辺の、市がやるんかどうかという問題もありますけれども、そこまでの結論に至っていないという状況だというふうに我々は認識いたしております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。時間がありませんので、簡単をお願いします。

9番（奥和田好吉君） あなたたち、のらりくらりと全く答弁にならない発言をしておりますけれども、大変なことなんです。これで市民が非常に不安感を抱いてるんです。にもかかわらず何の手も打ってないというのはどういうことですか、それは。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。時間がないので簡単をお願いします。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この問題につきましては、もちろんダイオキシンの問題もございます。それから、今議論されております住民の方々の健康の問題もございますので、私の方からも一言ちょっと答弁をさせていただきたい、このように思います。

先ほど市民生活部長も答弁しましたように、この問題につきまして、確かにデータは、例えばその地域の方々の死亡、死因の資料がどんなものであるとか、そういったデータは一切我々としても

入手はしておりません。ですから、もしそういうことが例えば心配事ということでありましたら、我々としては特に現在保健センターの方で、住民検診とか、あるいは基本健康診査、そういった中で各種がん検診等も行っております。

ですから、我々としては今後そういった地域の住民の方々を含めて、すべての市民の方々の健康管理を行い、今後そういったことの充実というんですか、PRに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時 2分 休憩

午後1時16分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

13番（和気 豊君） 日本共産党泉南市議員の和気 豊でございます。私は、大綱3点に絞って質問をさせていただきます。

あと100日余、いよいよ介護保険の開始までカウントダウンの段階に入っております。日本共産党は、ことしの7月に介護保険についての緊急提案を発表し、新しい制度を発足させる以上は、介護サービスの確保や低所得者対策など最小限の条件整備が必要であること、それが実現できないなら保険料徴収を延期するよう提案してまいりましたが、これらの条件整備はいまだ未解決のままであり、とりわけ介護サービス基盤の不足は深刻であります。このままでは制度を発足させる条件がないことは明らかであります。

政府もようやく事態の深刻さを認識し、11月初旬になって特別対策を決定しました。それは、65歳以上の保険料を半年間徴収せず、その後1年間は半額にすることを中心にしたものであります。しかし、一番肝心の介護サービス基盤の整備をどう進めるのか、低所得者が制度から排除されない制度上の措置をどうとるのか、認定制度の改善はどうするのかなどの問題については、何らの

具体的、積極的な改善策がないものであります。

しかも、この見直しに必要な財源は、すべて国債、借金で賄う計画であり、いずれは後年その負担が国民に大きくなるのしかかっていくことは必至であります。これでは矛盾の爆発を先送りするだけであり、国民の不安はかえって増幅せざるを得ません。

凍結、見直しを言うなら、介護サービスの基盤の整備や低所得者対策などの具体的な改善策を国民に示すべきであります。このような国の姿勢に対し、住民に直接責任を負う地方自治体として、市は強く物を言い、改善を求めるべきではないでしょうか。そのことを前提にして、介護保険制度の改善に向けた市独自の施策についてお伺いをしてまいります。

問題点が極めてはっきりとしてまいりました。私は、介護保険制度の問題点について過去3回質問をしてまいりました。

その1は、保険あって介護なしにならないのかという疑問と懸念を投げかけ、具体的に市が介護保険事業の、とりわけ在宅介護の根幹とも言うべきホームヘルパー派遣事業を民間の派遣業者にべったり依存して進めようとしていることについて、果たしてこれで十分な介護サービスが保障されるのかということについてたずねてまいりました。

市は、市内に基盤を持つ特養ホームを初めとした業者だけで9.2%のサービス量が提供できると答弁していますが、その裏づけについて、各派遣事業者のホームヘルパーの派遣体制、サービス供給量について具体的にお示しを願います。同じく訪問看護についてもお示しを願います。また、現在待機者48人を数える特養ホームへの入所についての見通しについてもお示しを願います。そして、介護サービスが提供できない場合の保険料徴収についてどうするのか、住民の安全と健康、福祉を守る、このことが仕事である地方自治体の使命が果たせない場合にどうするのか、お示しを願います。

その2は、低所得者への対策についてであります。市の資料では、住民税非課税の65歳以上の高齢者は、全体の約75%を数えます。全国平均とほぼ同じ割合の数字であります。年金も、4割

強の高齢者が平均月額で4万円台であります。市当局からこの点での資料提供がありませんでしたので、全国の数値を引き合いに出さしていただきました。泉南市でも大きな違いはないと思います。これら低所得者の高齢者の皆さんはもちろん、40歳から64歳までの人も国民健康保険の加入者を中心に住民税非課税世帯の保険料を減免すべきだと思いますが、市当局の見解をお示し願います。

その3は、認定審査で自立と判定された人たちへの支援策についてであります。一昨日からの答弁で、これまでの福祉の水準を下げないという市長並びに市当局の答弁の具体的な中身として、高齢者生活支援活動事業や街かどデイサービス事業などの施策名を聞かしていただきました。施策名まで冠した具体的な提案であります。残念なことに事業数が極めて限られていること、さらに住宅改修事業など介護保険制度で実施される低い水準の施策の上乗せなどが欠落していること、この点に問題があるのではないのでしょうか、今後の対策についてお示しを願います。

その4は、認定問題についてであります。認定審査項目85項目は、いずれも日常動作にかかわる身体的、医療的な要件のみを判定することで、高齢者の生活実態は全く配慮されません。在宅介護のデータなども挿入することが、各地の審査委員からも多くの意見として出されています。市の対応とあわせて不服申し立てを身近に処理するためのオンブズパーソン制度の創設についても見解をお示し願います。

大綱第2は、教育行政についてであります。

その1は、施設の改善についてであります。この件についても一昨日来、各議員から質問があり、市教育委員会もおおむね消防関係、雨漏りの修理を優先させながら、大規模改修にも取り組んでいくと答弁されています。301項目の現場からの要望への対応は、9月補正の1,400万円で一部手直しされていますが、残りの項目についての対応はどのように今後進められるのか。次に、大規模改修についても、年次計画と財政計画についてもお示しを願います。

その2は、学級運営、生徒・児童の学習権の保障に欠かせない需用費、消耗品費の増額について

であります。1996年度から毎年10%から13%ずつカットされてきて、消耗品費はこの6年で5割以上減額されています。現場では、これでは授業にならない、学級崩壊の一要因にもつながっていると悲痛な声が上がっています。現場での状態はまさに深刻であります。市教委ではこの実態をどのように把握し、対応されていこうとされているのか、お示しを願います。

大綱第3は、同和行政についてであります。

1点だけに絞り、同和保育所の入所についてのみ質問をしております。鳴滝第一、第二保育所については、今もって地区外からの入所をかたくなに拒否し、鳴一、鳴二小学校の校区のみに対象児童を限定した上、入所についても同和保育所設立の歴史的な経緯や差別意識を払拭するための説明会、研修会への出席を入所の要件として義務づけるなど、児童福祉法のもとに建設され、運営されなければならない保育所として、考えられないような入所方法がとられています。

地区内の父母からも批判が出され、運動団体からも一般保育所と同じように児童福祉法に基づく入所手続のもとに、入所の機会がひとしく保障されるよう要求書が出されていますが、担当部として、来年度、2000年度の入所についてどのように対応していられるのか、お示しを願います。

質問は以上であります。

議長（嶋本五男君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 冒頭言われました介護保険の問題についての現在の状況、あるいは国の動向等に対する私ども地方自治体の対応についてお答えを申し上げたいと存じます。

介護保険制度は来年4月から施行されますことから、本市におきましても現在、保険料算定の基礎となる介護サービスの必要量、供給量等の把握や要介護認定等の準備作業に鋭意努めているところでございます。

保険料等につきましては、現在試算段階にありまして、まだ確定まで至っておりませんが、先般政府が発表した介護保険法の円滑実施までの特別対策の中で、来年9月までを制度の本格的なスタートに向けての助走期間と位置づけ、第1号

保険料の半年間の凍結及び来年10月から1年間の半額軽減等の特別措置が打ち出されたところでございます。

また、低所得者の利用者負担の軽減や、家族介護支援対策、介護予防、生活支援対策等もあわせて示されておりまして、本市におきましても現在円滑な介護保険制度導入に向けて、この特別措置等の趣旨を踏まえて、具体的な対応を検討しているところでございます。

特に国の特別対策につきましては、我々全国市長会あるいは全国町村会におきましても、10月27日付で緊急意見ということで国の方に申し上げております。その中身といたしましては、要するに制度を運用する我々現場での混乱を引き起こさないように十分配慮して、早期に国の具体的な方針を明示することというのが1点でございます。

それから、この凍結結論については我々市長会でも否定的な意見が多かったわけでありまして、仮にそのような検討を行うといたしましても、その実施方法については、凍結解除後の問題も含めて国の責任において統一的な方針を明示するとともに、その財源は明確な形で全額国庫負担とすべきであり、一部にしる地方負担を求めることのないようにということでございます。

3つ目には、特別措置もあるわけでございますが、既に我々繰り返し要望しております調整交付金の別枠化、それと財政安定化基金の国及び都道府県負担、低所得者対策等、関連する財政負担についての措置等を要請しておりますが、まずこれらを優先して十分措置を講ずべきであると、この大きく3つについて緊急の要望をいたしたところでございまして、とにかくもう目前に迫った施行を前にして、現場としては大変困惑をしている分もございまして、できるだけ政府としてはきちんと早期にすべての対策を明らかにするよう今後とも求めたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、私の方から介護保険の分について、具体的に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、在宅介護、ヘルパーの派遣事業、そしてまた訪問看護等の事業について、実際にそ

ういった確保ができるのかということだったと思います。サービスの供給量という形で述べさせていただきたいと思いますが、この供給量の見込みにつきましては、当初現状のサービス供給量をもとに、供給量の見込み等を推計いたしました。

しかしながら、介護保険制度のもとでは、基本的には今までの措置を中心とした行政主導のサービス提供から、新規事業者を含めた社会福祉法人や、あるいは民間事業者等のサービス提供に転換されるということになってまいります。そのため、本年6月に近隣事業者等に対して参入意向調査を実施いたしまして、その結果をもとに現時点での供給量見込みとしているところでございます。

そういった経過のもとに、特に在宅介護のヘルパー派遣事業につきましては、92%といった数値を出さしていただいております。ですので、またこの92%はあくまでも市内業者について、その供給量が92%ぐらいあるだろうという積算のもとに、あと近隣事業者等も含めてヘルパー派遣事業を行うということになりますれば、ほとんどこのヘルパー派遣事業については充足されるのではないかと、このように考えております。

それと、訪問看護の分についても御質問があったと思います。訪問看護事業につきましては、現在訪問看護サービス量の見込みという形で、ほとんど100%に近い形の供給率というのをはじき出しております。そういう意味で、これにつきましては当然民間の事業者の方々の力をかりるわけですが、そういった形でこれについてもクリアできるのでないかと、このように考えております。

それと、次に特別養護老人ホームの入所の問題だったと思います。特養待機者につきましては、現在窓口で御相談に来られた方も含めて48名おられます。うち26名の方が正式に申し出を行い、既に14名が入所判定や施設への入所依頼を行っているところでございます。

また、待機者のうち病院入院者が22名、老健施設入所者が5名、身障者施設入所者が1名で、その他、在宅での待機者が20名になっております。

なお、来年4月から介護保険制度へ移行する関係上、10月から入所判定委員会にかわって介護認定審査会で入所判定を行うことになり、現時点で申請者19名、認定済みが8名になっております。

現在、待機をされている48名の方については、施設入所を希望されているわけですが、介護保険法では、介護老人福祉施設、あるいは介護老人保健施設、そして介護療養型医療施設の3種類に分けられますが、すべてが介護保険施設として位置づけられているところでございます。そのため、対象者の状態像として、医療と介護の必要度の比重により施設を選択していただくことも必要かと、このように考えております。

また、特に在宅での待機者につきましては、施設入所ができるまでの間、介護サービスの充実と保健、医療を含めた総合的なケアができるよう、介護保険サービス供給量の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、保険料徴収の問題でございますけれども、これにつきましては、保険料につきましては1号被保険者と2号被保険者で、その保険料の収入というんですか、徴収の方法が違ってまいります。ただ、議員御承知のように、先日国の方からこの保険料徴収につきましては半年間、要するに1号被保険者の方々については無料にする、そしてまたあと1年については2分の1にするといった形の問題が出ております。ですので、この徴収の問題につきましては、そういった中でまた具体的に考えてまいりたいと、このように考えております。

それと、低所得者対策の問題でございます。つまり、減免制度についてどのように考えているかということであったと思います。これにつきましては、今も申しましたように、まず保険料の分につきましては、今国の方から示されております半年間無料、あるいは1年間2分の1にするといったところ辺りがございます。ですから、その期間中も含めて、この減免制度について考えてまいりたいと思います。

それにまた、一方、ホームヘルプサービス利用者の分につきましても、10%を3%にしようと

ということも示されております。ですから、そういった中での減免制度もこれから調査して対処してまいりたいと、このように考えております。

それと、続きまして、自立と認定された人への支援策ということでございます。この認定状況につきましては、本市におきましては本年10月から要介護認定作業を進めてまいりましたが、11月30日現在で申請件数554件、うち判定件数244件となっております。このうち、自立・非該当が8件と、このようになっております。

介護保険制度では、本人の心身の状態像に応じて介護サービスを提供するものであり、自立・非該当の場合は基本的に対象外と、このようになります。しかしながら、現在の心身の状態像が仮に自立であっても、要介護状態への進行を防止し、在宅のひとり暮らし高齢者等が自立した生活を継続するための対応が、市の施策としては必要ではないかと、このように考えております。

特に従前よりサービスを利用されている高齢者で介護保険対象外者については、現在のサービスが生活の一部となっているという実態もあり、特段の配慮をしたいと、このように考えております。そして、具体的には今策定中の老人保健福祉計画、そして介護保険事業計画、その中でこの問題については考えてまいりたいと思います。

ただ、きのうも御質問にお答えしました外出時の援助や、あるいは食事、食材の確保等、生活支援を行う生活支援活動員の派遣でありますとか、あるいは街かどデイサービスの導入、そして給食サービス、そういった継続の支援を今後も検討してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、認定の分の85項目、それに生活実態の考慮がされていないのではないかという御質問だったかと思えます。この分につきましては、現在認定作業については、その生活実態でありますとか、そういったものの85項目によりまして認定がなされているわけでございます。ただ、本人さんの分につきましては、調査員が調査するときに特記事項という形がございます。その中でこの生活実態等の考慮もある程度されるという形で我々は聞いております。

それと、続きまして、不服申し立てのオンブズ

マン制度についてでございます。これについては、9月の定例会にも御指摘いただきました。この認定に関する不服申し立て、これにつきましては介護保険法の183条により、既に設置されております大阪府の介護保険審査会で審査することと、このように定められております。このことは法第191条で、審査請求は当該処分をした市町村をその区域に含む都道府県の保険審査会に対してしなければならないというふうに明記されているところでございます。

御質問の福祉オンブズマン制度につきましては、正式な審査請求の前段でこの制度を活用できないかという趣旨であるという認識をいたしておりますけれども、現時点ではその介護保険審査会に対する審査件数がまだ皆無であるということ、そして大阪府域が狭いということもあわせて、事務手続等に時間がかからないというようなことも考えております。ですから、こういった認定状況を考えまして、審査請求に至るまでの事案がまだ少ないということも予想されることから、しばらくは今後の状況を見据えた上で、この福祉オンブズマンの是非というのを判断してまいりたいと考えております。

そして、これから不服等が生じたときには、当然介護保険課、要するに市の方が直接の窓口になり、第1段目としてはそれに対応していきたいと、このように考えております。

続きまして、同和保育所の入所問題について御答弁申し上げます。

御承知のとおり、かつて劣悪な環境の中で、十分な養育、保育が受けられなかった同和地区乳幼児の全面発達を促し、有為な人材を育成するとともに、保護者の就労を支援し、生活基盤の安定化を図ることをもって同和問題の解決に資することを目的に、同和対策として同和保育所が設置されたものであります。

そのため、同和保育所におきましては、保育料の軽減でありますとか、あるいは保育用品の支給、保育士等の職員加配など、同和対策としての特別措置を実施してきており、乳幼児の全面発達保障、豊かな人間性をはぐくむ保育、人権感覚豊かな子供の育成等の取り組みを進めてきております。し

たがいまして、入所に当たりましては、他の特別措置と同様、特別措置の趣旨、目的を十分に御理解いただき、施策の趣旨、目的が生かされるよう所定の研修会、説明会を受けていただくことを発足以来お願いいたしておるものでございます。

なお、研修会等で取り上げる内容は、同和保育、人権保育の目的や内容とともに、子育ての孤立化、核家族化、地域社会の教育力の低下等、子育てに係る社会環境の変化を踏まえ、子供の体と心を育てる食事、子供と大人がともに生きるパートナー等、より今日的な、あすの子育て、親育ちに生かせる課題を取り上げ、実施しております。また、研修会におきましては、支給保育用品の説明、入所申込書の記入方法等、保育所入所までの具体的な案内も行っております。

今後の研修会、説明会のあり方につきましては、児童福祉法の改正を受け、地区内保育所の根本的あり方とも関連しますので、入所問題も含め、関係部課、庁内同和对策事業見直し検討委員会において総合的な検討を行い、方向性を定めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育行政のうち、学校施設の改善についてを御答弁申し上げます。

学校施設の改善についてであります。先日来御答弁申し上げておりますように、財政事情の厳しい折ではありますが、9月定例会で老朽・危険校舎の早期改修を求める決議が可決されましたことを真摯に受けとめ、可能な限り校舎の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

修繕項目は数多く残されておりますが、消防設備、雨漏りの修繕等を重点的に、また大規模改修に必要な耐震診断を実施すべく、努力をしております。9月補正で修繕費1,400万円をいただきました。ありがたく思っております。そして、重点的に危険なドア、あるいはトイレも対応しておりますが、残りの修繕についても今後少しでも解決できるよう努めてまいりたいと考えております。

需用費につきましては、議員御指摘のとおり、

ここ数年減額傾向にあり、需用費については学校において日々の授業及び生徒の生活に重要であることは認識いたしております。可能な限り教育施設の整備充実に努めるとともに、児童・生徒の生活の場としてふさわしい、安全で潤いのある教育環境づくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほど市長から冒頭、例の介護保険にかかわる特別対策について、市長会としても4項目の緊急提案を上げた、ということ、その中身は我々の思いと同じくするところでもありますし、それから各新聞等のいろんな投書、声、これを見ましても、その改正については、特別措置については「くるくる変わる介護保険」「不安募る介護保険の見直し」、こういう表題のものとか、あるいは「介護は政治駆け引きのカードか」、こういうふうな非常に厳しい投書なども出ています。こういうものを受けて、今後さらに国へ求めるべきは求めていただきたい、こういうふうに思います。

それでは、具体的な市の改善策についての中身について質問してまいりたいと思うんですが、1つは、私は具体的に聞いてるんで答えてほしいんですが、例えばホームヘルパーの派遣事業ですね。これは市は一切行わないと、民間に丸投げで丸々依存をしていくと、こういうことなんですが、11年7月にいただいている事業者の調査資料があるんですが、ここで全部で16あるんですが、このうちいわゆる泉南市の市内業者は、せんわ、六尾の里、それから特養、生協、ケアセンターホリ、ミナトライン、この6つだというふうにお聞かせいただけてるんですが、私はこの6つについて個々にですね——当然こういう養護老人ホームについては、ホームヘルパー、いわゆる所内、センター内、ホーム内の対応に当たるホームヘルパーさんなんかもおられるわけで、いわゆる在宅介護に向けてのホームヘルパーさんは大体どのぐらいの数を満たしているのか、その数に対してどれだけ、その数と供給量、これが十分に整っているのかどうかと、この辺を聞いたわけですよ。

9.2%という具体の数字を出しておられるわけですから、個々にわたっても当然どれだけのホー

ムヘルパーを4月1日段階で抱えて、どれだけの供給量を保障できるんだと、担保しているんだと、こういうふうなことは当然つかんでなければならぬと思いますし、その辺がどうなのかと。数字を挙げておられるわけですから、私はその点を1点、まずお聞かせいただきたい。

その他、市外業者については調整率を掛けて、例えば1時間単位のホームヘルパーの派遣報酬4,020円、これだけでは心もとないということで、プラスアルファが泉佐野市まではつくんですね。ところが、それから以南は全く調整金は出ないと。これもくるくる変わってますから、今直近の国の、あるいは中央のいわゆる福祉審議会、ここ等で論議されている段階でのことなんです、そういうところではそういうことになってるわけですね。除外されてるわけです。

だから、他市からはなかなか、そのプラスアルファがつかないものですから、来てもらえないと、こういうことにもなるだろうし、だからやっぱり市内で本当にサービス供給の基盤が整っているかどうか。これが整ってないと、やっぱり保険料をいただくというのはどうなんだろうかというふうに思うんですね。

確かに半年、それから後の1年、これは半額だということになるんですが、半年すればやっぱり保険料を半額でも取られていくわけですから、だから半年延びた。その間に派遣事業にかかわる十分なサービス基盤が整うのかどうかと、こういうことを聞いているわけで、その点については、まず1点明らかにしてほしい。余り枝葉の答弁は結構ですから、単刀直入にお答えをいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） ただいま御質問のホームヘルプサービスの分の供給率の問題でございます。これにつきましては、確かに11年の7月に介護サービス事業者の調査、これをしました。そして、その結果、この供給率というのを我々としてははじき出してあります。

そして、この分につきましては具体的に、例えば今現在各派遣事業者がどれぐらいの量をこの中に見込んだかという具体的な数字については、申

しわけありませんが、現在私の手元にはちょっと持っていないんですけども、ただ、それを合計いたしまして、その合計と実際にサービスの必要量とを比較しまして、一応92%という数字を出してるわけでございます。ですので、この必要量と比較しまして、先ほどこのホームヘルプサービスの事業につきましては、現在これぐらい要するに見込んでるということの説明をさせていただいたところなんです。

そして、それプラス市外の事業者、この方々の分をプラスしますと100%、それ以上の供給率が見込めると、そういうことで御理解のほどお願いしたいと、このように思います。

それと、介護保険の地域区分の問題だと思います。これにつきましては、今議員御指摘のように泉佐野市までについては、その地域分については上積みをするということになっております。ただ、特に我々としては、大阪府域につきましては相当狭い地域でございます。それもありません、その中で泉佐野市まで、あと以南につきましては上積みされないということ、すなわち丙地というんですけれども、そういったところ辺、もう少し上積みするという形で、今後まだ国の方に再考を促していきたいと、そういう要望を行っていきたくて、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 余りもう突っ込みませんけれど、当然派遣事業者のサービス供給量、主体になるところの供給量は個々にやっぱり握って、そして総数でと、こういうことにならないと、そんな細かい数字が出てくるわけですから、資料を持っていないというふうなことではね。

原課の課長に聞きますと、これからそういうことも突っ込んで調査をせなあかんと、こういうふうに言っておられましたけれども、あなたは今資料がないと。資料はあるんですね。あるんですね。調べて、ちゃんと個々にはサービス量は握っているんですね。その辺は後で一言だけ、あるということであればお聞かせをください。

それと、もう1つこれに関連して、私はやっぱり不安は否めないと思うんですが、市民だってそうなんです。今まで市が事業主体として派遣事業

をやってくれとったのに、なぜやれないんだ。現在36名かいる登録ホームヘルパーさんの身分も含めてどうなるんだろうかと、なぜ市がやらしてもらえないんだろうかと、こういうふうな点、不安があるわけですね。

24時間体制というふうなことも言われておりますけれど、それならば昼間部分と夜間部分、こういうふうに振り分けすることも可能ですから、勤務形態の問題というのはそう隘路にはならないと、障害にはならないと、こういうふうには私には思いますが、36名の現登録ホームヘルパーさんの身分保障と関連をさせて、その点でも後でお答えをいただきたい、こういうふうに思います。

それから、もう一つ、1年半たてばいや応もなく全額保険料を払わないかと。先ほど私は数字を挙げました。市からの資料請求をしたんですが、資料提供がなかったんで、あえて国の数字を挙げたわけですが、大体4万円台の方が圧倒的に、4割強を占めるんですね、年金生活者は。そういうこととなりますと夫婦で10万と、1人では4万少々と、こういう方が圧倒的に多い。当然非課税世帯になってくるわけですね。

憲法では——あえて憲法を言いますが、25条で国民の生存権をうたった、いわゆる国民の最低生活を保障した条項というのがあるわけですが、それにのっとって生活費には税金をかけない、こういう税の大原則があるわけですね。

ところが、今回はいわゆる税金を払えない、税と保険料、どちらが国民の根源的な義務かといいますと、税金の方ですよ。その税金さえ払えない人から保険料を取ると、これもおかしな話ですよ。当然非課税にして76%にわたる皆さんの対応をやっぱりやるべきではないか。金がなければやっぱり国にしっかり物を言っていくと。いわゆる弱い人たちにしわ寄せするのではなくて、それこそ国に突き上げをしていくと、市長会等で求めるべきものは求めていくと、これがあるべき姿ではないかと。地方自治法の第2条に記された安全やあるいは健康、福祉、これに責任を持つ、これが第1の市の仕事ですから、そういう立場で動いていくというのが当たり前なんです。生活を脅かすような、そういう保険料についてはやっぱ

り減免をすべき、いわゆる徴収を免除する、これがあるべき姿ではないかというふうに思うんですが、その点も含めてお示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、ヘルパー問題の分で、指定事業者になるという御意見の分でございます。これにつきましては以前にも御答弁させていただいてると、そういうふうに思います。そのときにもこのヘルプサービス事業につきましては、特にその派遣事業については24時間体制をとらなければならないという部分もございます。そういう部分で、特に職員の分について実際に24時間体制をとれるのかどうかということが、まず1つ大きな問題があるということをお答えさせていただきました。

それと、あとまたもう一つ、実際に市が保険者になるわけでございますので、市が保険者と、そして実際のサービスを提供する事業者と実際になれるのかどうかということら辺、その辺も我々としては考えるところもございまして、市については指定事業者にはならないということで御答弁申し上げてるところでございます。

次に、低所得者対策の問題でございます。税、そして保険料の問題でございますけれども、介護保険制度につきましては、当然今後の高齢者の方々の介護についてどういった形で対応していくかという大きな問題をとらえるときに、保険でいこうと、保険制度でこの分に対応していくという大前提がございまして、今回介護保険制度が制度化されたというところでございます。

そして、この保険料の問題につきましては、先ほども申しあげました国の方から示されました内容で、半年間ゼロに、要するに取らない、そしてあと1年間につきましては2分の1という分があります。ですから、その分がある程度減免という、そういったことも我々としては1つの措置であると、そのように考えております。ですから、その中で例えばもし保険料を取らないということでありましたら、これは100%の減免でありますし、あるいは2分の1であれば50%の減免であると、そういうことも考えられます。ですから、その中で、またこの保険料の低所得者に対する減免とい

う分につきましては検討していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 低所得者の皆さんに対する減免措置は今後考えていきたいと、一定の期間これがありますから、それを過ぎれば考えていきたいと、こういうことなので、また改めて具体的にその時点でお聞かせをいただきたいと。きょうは一応検討していくと、こういう明言をいただいたと、こういうことで、質問はこれぐらいにしたいというふうに思います。

それから、先ほど認定漏れの方に対するサービスについて、いろいろ考えているんだというふうに言われました。街かどデイサービスだとかいろんな名前を言われましたけれど、これは去年の12月に老人医療の助成制度の見直しの問題で論議をしました。市独自でやった場合に2,800万何がしかの持ち出しになると。しかし、それをやめるかわりに、その見直しとして府が提起をしている老人にかかわる保健・福祉・医療施策、新しく大阪府がその見返りとして施策してるものもあると。事業主体は市町村と。それについて具体的に31項目考えていきたいんだと、その中へ入ってた分ですね、これ。

街かどデイサービスなんかもその中に入っておりますが、それから生活支援事業ですか、そういうものも入っておりますし、だからその財源についてはそれを、そのときの財源を捻出をします。

それと、当然これは従来の答弁の中で既に出ている施策ですよ。それで、その財源を充てて充当するんだと。当然無料になるというふうには思うんですが、現在82%の皆さんが無料で施策を受けておられるわけですから、そういう人はほとんどが、いわゆる自立認定がゆえに介護保険の施策を受けられなくなる。保険料はすべて皆さんお支払いになりますから、あと利用料の点なんですけど、その点は無料でいくのか、それとも有料で考えておられるのか、その辺はどうなんですか。財源はこの点ではあるはずですよ。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 先

ほど申しました分につきましては、特に認定から漏れた方々に対する施策という形で答弁させていただいております。

ただ、我々が思っておりますのは、特に現在例えば施策を受けられている方もおられますが、そういった中で、そういった方がもし認定から漏れたというときにはどういった形の施策を展開するかということを考えております。ですので、街かどデイサービスを答弁させていただきましたが、これにつきましてもある程度、その認定漏れの方々に対する1つの施策ということで進めてまいりたいと、こういう意味で答弁させていただいたところです。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと答弁、ちゃんとまともにしてくださいよ。だから、従来2,800万の財源を医療助成の方へ充てるかわりに、こちらへ移したいんだということで、この点では財源が十分あるわけですから、一体どれぐらいの負担をお願いするんかと。本来であれば無償になるんやろなど、こういうことを質問したわけですから、同じことを3回あなたは答弁してるんで、一昨日からいったらもう6回同じことを言うてはる。そんなこと聞いてるんじゃないよ、僕は。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 先ほど言いました1つの方法として、街かどデイサービスの事業も考えてるところです。そして、あと特に自己負担の問題ということになりますけれども、この問題につきましては、当然一方では介護保険制度の中で同じような施策を受けられている方もおられます。ですから、その辺も比較しながら、この問題については検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 答えになっておりませんが、31項目、ここに12月のときの議事録がありますけれど、あなたはこの中で言うておられるんですよ、ちゃんと。31項目については、これはその見返り施策として検討していくんだと、こういうふうにな。2,800万の持ち出しが老人医療の方にかかるのか、それとも新しい施策にかか

るのか、その違いなんだと、こういうことをちゃんと私の質問に対して答えてるんですよ、あなたは。その中に全部網羅されてるんですよ、今言った事業名は。在宅給食サービスから街かどデイサービスから生活支援事業から、全部含まれてるんです。

それと、もう1つ、いわゆる住宅改修事業ですね。これは介護保険制度では大分下がりますね。従来は今100万ですけれど、そんな大変な額出ないでしょう。25万ですか、4分の1ぐらいに切り下げられますでしょう。この辺の上乗せ等についてはどう考えておられるのか。いわゆる一般事業で充当されるのかどうか、その辺ですね。

それから、もう時間がなくなってまいりましたので、先ほどの鳴一保育所、鳴二保育所の入所手続の問題なんですけど、今市は少子化対策というのをやっておられて、保育所へ入れない待機児の皆さんに対する施策ですね。これは国からも言われてる、交付金の1つの交付する根拠になっている問題ですが、保育所への待機児童をなくすと、これは大きな柱になる事業ですね。たまたま鳴滝ではいわゆる措置定数、定数に対して実際入っている子供たちの数が非常に少ない。27名も定数よりも少なく入っている。これは地域を限定してるからなんです。

ところが、保育行政、また新たな、第2高揚期といいますか、非常にたくさん人がふえてまいりまして、泉南でも18人待機者がいると、こういうことになっているわけですが、これ、法にのっとって、10年に法改正があった法律、児童福祉法にのっとって地区外保育を認める、希望者はどの保育所にも入れるということになったんですよ、法律では。そのとおり、法律どおりやれば少子化対策、まさにできるんです。

ところが、そういうふうに特別な保育所だと、こういうことで差別意識の払拭をするために研修会と、こんなことまでやる。公の保育所ならば保育に欠ければだれでも入れるんですよ、これ、そういう障害を設けなくても。

それで、よく差別の問題をお出しになりますけれど、差別と差別意識とは全く違いますよ。差別意識を持つてる人が、具体的に差別によって人権

を侵害する、こういうことになった場合は差別です。心の中にある意識なんていうのは、それがあるといふ前提で、すべてにあるんだという前提で、その払拭のためにすべての入所希望者にそういう特別な研修をやる。それをやらなければ入れない。子供たちにかかわって親がそういう研修を受けなければ。こんなおかしい理屈というのはないですよ。すべて差別者や、差別意識持つてるんや。こういう前提で行政が踏み込んではいない個人の心の内面まで踏み込んでいく。これが人権侵害でなくて何ですか。そんなこと行政ができますか。おかしい話ですよ。

そして、そういうことを経なければ入所させない。同和地域の人たちにもそういう厳しい条件を迫って、入所を義務づけてる。おかしいじゃないですか。そして、それが一般地域の子供たちの待機につながっている。そんなおかしい話ないですよ。これは早急に私は改めていただきたい。言を強くして主張しておきたいというふうに思いますが、この点については長の見解を私は承りたいと、こういうふうに思っています。介護保険の問題に続いて、この点で責任者からの答弁をいただきたい。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、先ほど御質問の住宅改修事業の問題でございます。この問題につきましては、今現在我々がつかんでる数字では、介護保険制度では約20万の改修事業費について見られるということになります。ただ、現行ではこの改修事業費の限度額は100万円という制度になってます。ですから、我々としましては、この100万円の限度額の制度がどういうふうな形で変わっていくかということにつきましては、今まだつかんでおりません。

といいますのは、これは大阪府の制度で、4分の3の補助金が支給されるという現行制度でありますので、その辺もこれからある程度示されてくるだろうと、そのように考えております。ですので、もう少しこの住宅改修事業費についてはその推移を見たいなど、このように考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 向井市長。時間がありません。

るので、簡単をお願いします。

市長（向井通彦君） 1点だけ、街かどデイなんかの利用負担の問題ですけども、これは府の方がまた再度見直しを今検討されてるようですので、その推移を見ないといけないんですが、少なくとも介護保険とやっぱりある程度レベルを合わさないと、逆転するというのもおかしいわけですから、そのあたりをひとつ見定めて考えたいというふうに思います。

〔和気 豊君「31にわたってですよ、31項目ね」と呼ぶ〕

市長（向井通彦君） すべてできるかどうかはちょっとあれとしてですね。

それから、今の鳴滝保育所の件でございますけども、これは近い時期に一般施策へ移行していくという前提の中で物事を考えていかなければいけないということで、今おっしゃっておられます児童福祉法の改正とか、あるいは地区内保育所の根本的なあり方ということとも関連いたしますので、入所問題も含めて現在この同和対策事業の見直しの検討委員会というのを我々つくって、今後の一般施策への移行等についての問題を検討いたしておりますので、その中でも改めて十分検討させたいというふうに思います。

〔和気 豊君「あと、ありませんか」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 1分。和気君。

13番（和気 豊君） まとめに入ります。

介護保険、ほんとに今回で4回目になるんですが、まだまだ市としてこの矛盾を解決していこうと、その立場から改善していこうと、こういうことについてはほんとに姿勢が欠落をしているなというふうに思います。本当にすりかえの部分もきょう明らかになりましたように、本来他の事業としてやるというふうに確約しておきながら、今回ここへ持ち込んで、それもまだ定かではない、検討中だと、こういうふうなことですね。

もう他市では——やっぱりボタンのかけ間違いなんです。当初の体制のまずさ、2人で出発したその体制のまずさが、基盤にかかわる重要な問題にわたってまで十分精査されていない。いわゆる保険あって介護なしと、こういう状況にこのままいけばならざるを得ない。住民の皆さんにとって

は、言葉は悪いですけども、まさにおかしな、だましのような、保険だったら全部サービス請求せなあかんわけですよ、100%ね。ところが、そうはならない。

私は具体的にいろいろ答弁を求めましたけれども、なかなかはっきりした答えが返ってこない。ある、ないというさっきの92%の問題についても答弁は欠落したままですよ。答えてくださいと言ったのに、肝心なところではなかなかお答えにならない。非常に遺憾だということを表明して、質問を終わります。

議長（嶋本五男君） 以上で和気議員の質問を結びたいします。

次に、5番 大森和夫君の質問を許可いたします。大森君。

5番（大森和夫君） 日本共産党の大森和夫でございます。1999年第4回定例会におきまして一般質問を行います。

長期の不況のもとで市民の暮らしはこれまでになく困難に陥っています。完全失業者数は300万人にも達し、国保税が払えない人、病院に行けない人の増大や、中小商工業者の倒産の続出など、深刻な事態となっております。市民と心の通う政治、福祉を充実させ、温かい市政をつくるため、市民の皆さん、議員の皆さん、理事者の皆さんと力を合わせて頑張ってください。毎回のことで恐縮ですが、質問に不備な点や至らないところがありましたらお許しください。

大綱の第1番目としまして、財政問題、中期的財政展望についてお聞きいたします。

泉南市の財政は、かつてない財政危機にあり、住民の立場に立った危機打開が求められております。日本共産党は、財政危機を理由にした住民サービスの切り捨てを許さず、空港関連など大型開発、同和優先の市政を改め、むだを削り財政再建を行うことを考えております。中期的財政展望の当面の目標と緊急対応策の中の歳入の確保についてお聞きいたします。

国は、関西国際空港及び関連事業者に対して税金の軽減措置を行っております。泉南市はこれにより、94年から98年までで19億円にも上る当然市に入るべき税金が入らない状況になってお

ります。この軽減措置が撤廃されると、泉南市には毎年2億7,000万円の税金が入ってきます。本気でこの軽減措置の撤廃を国に求める気であれば、中期的財政展望の歳入確保の中でこのことが明記されなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

歳入確保の2つ目に、不土地の処分による2億2,000万円の歳入の確保を挙げています。前議会で私は、この計画の実現性は低いのではないかと質問いたしましたが、その後の進捗状況はどうでしょうか。

今、進められていることは不土地の処分でなく、牧野公園の用地購入など新たな土地購入ではありませんか。牧野に公園をつくることを否定するものではありませんが、どうしても必要な土地の購入は土地開発公社からできないでしょうか。歳入の確保にはなりません、土地開発公社の健全化、ひいては市の財政健全化につながります。

牧野の周辺には土地開発公社の土地がたくさんあります。土地開発公社が和泉砂川駅前周辺整備用地として、取得原価と支払利子で23億円にもなる土地が5,100平米も放置されたままであります。これらの土地を買い戻して公園に使えないでしょうか。

次に、中期的財政展望における歳出の問題をお聞きいたします。今市民は、自分たちが払った税金がどのように使われているのかということに厳しい目を向けています。中期的財政展望の歳出抑制の方策に、投資的事業の抑制を挙げていますが、抑制の内容をお教えてください。

大綱の2番目は、産業振興策についてお聞きいたします。

98年度の泉南市一般会計及び各会計決算審査意見書で、商工費について、消費不況や大型店の進出の影響を最も強く受け、廃業、閉店が余儀なくされている特紡関連下請や小売店舗への商工振興関係費がこの時期に減少していることは理解しがたい。実態を真摯に掘り下げ、適切な振興策を講じられたい。また、失業対策に効果ある施策も取り組まれたいと厳しい意見が出ています。これに対する市長の見解をお聞かせください。

大綱の3番目、環境問題です。

この1年間を振り返りましても、オオタカ、ウミガメ、男里川の干潟とそこに集まる鳥たちが、全国的な話題を呼びました。

しかし、このすばらしい住環境を脅かす悪臭問題が、新家地域を中心に起こっております。この問題についてさきの6月議会で質問し、市の対策と悪臭の原因になっているグリーン産業の悪臭防止策が報告されましたが、それ以後、市の対策の進みぐあいをお示ください。

98年度環境庁の全国水質調査によると、樫井川下流が全国で最も汚染がひどいと報告されております。この汚染と樫井川の川べりにあるグリーン産業との関係はないのか、市の見解をお聞かせください。

また、この樫井川周辺では、野焼きをやめないため逮捕された業者が野焼きをしていたところがあります。また、樫井川の左岸にある新家地域住民は、不安に感じています。この地域でのダイオキシン調査を重ねて要求いたします。

公共下水道の整備対象外になり、小型合併処理浄化槽の設置に補助金があることになった地域への広報活動が十分でないと考えますが、いかがでしょうか。

大綱4番目、街づくりについてであります。

新家駅周辺の交通渋滞が市民を悩ましております。朝夕は大渋滞となっています。宮の308戸の開発により交通量がふえるでしょう。新家駅宮線の安全対策、特に通学路の対策が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

昭和石油跡地の葬儀場が完成すれば、駅前の渋滞がさらに葬儀の行われる昼間まで広がるのではないのでしょうか。また、葬儀場付近の駐停車をなくするためには何台ぐらいの駐車場が必要だと考えておられますか。

都市計画の基本方針には、新家地域においては無秩序な市街化を防ぐ適正な土地利用を行うとなっておりますが、この方針が貫けているのでしょうか。新家地域の2つの葬儀場については、地元住民から苦情や反対運動が起こっていますが、地元住民と業者の話し合いは十分に行えているのでしょうか、お答えください。

以上、大綱4点の質問を行いました。理事者に

おいては、簡潔、明快な答弁をお願いいたします。
議長（嶋本五男君） ただいまの大森議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 地場産業、中小企業対策について、御答弁を申し上げます。

不況が長期化し、景気の低迷が深刻化する中で、かつてない厳しい時代を迎えていると認識いたしております。本市におきましても、繊維産業を中心とする地場産業を取り巻く環境も依然厳しい状況下にあります。このような状況の中、中小企業の経営の安定を図ることが重要課題であると考えております。

本市の地場産業の振興施策につきましては、府の融資制度の活用、市の利子補給の助成や、中小企業退職金共済制度の助成、各種研修、講座の情報提供など、支援に努めているところでございます。また、経営基盤安定のための情報収集、情報提供、経営相談等につきましても、商工会等関係機関と連携しながら支援に努めているところでございます。

平成11年度におきましても、新規開業、新分野進出の創業支援の相談会の開催や、この前9月議会で我々が知恵を出しまして利子補給制度の充実を行いました。補正予算を上げたんですが、大森議員、残念ながら賛成いただけなかったわけなんですが、利子補給はそういう形で9月議会で、若干ではございますが、補正対応をいたしております。今後とも引き続き商工業の振興、活性化に努力をしてみたいと考えております。

なお、先般、泉南特紡手袋協同組合というものを結成されたということで御相談に來られまして、今後府、それから通産省に要望していきたいということでございましたので、私どももこの方々の御意向を踏まえて、その陳情なり要望についての支援をしていきたいということを申し上げておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から、大綱の第1点目、財政問題について御答弁させていただきます。

まず、歳入の確保の項で、空港関係で税の軽減措置のために歳入を入れてないのはおかしいと、

これは本来入るべき税であり、それが抜けているのは、空港関連優先の市の姿勢が明らかという御意見でございますが、中期的財政展望は正確を期することもございまして、平成10年度を基準に平成15年度までの5年間の計画を定めたものでございます。

御指摘の関西国際空港及び関連業者に対します税制上の軽減措置撤廃の要請は、私どもの方も機会あるごとに行ってございます。現に現在空特委におきましても、国への直接要望の事項に入れるべく、御協議いただいているところでございます。今の時点でいつから撤廃されるかが具体的になってないわけございまして、不確かなものを計算に入れるようなことはできないので、今回は算入しておらないわけでございます。

御案内のとおり、中期的財政展望は毎年ローリングを行っていくことになってございまして、撤廃が明らかになった時点では当然歳入に組み込んでいくつもりでございます。

続きまして、不用土地の処分等についてお答えいたします。中期的財政展望の中でお示しのとおり、当面の緊急対応策といたしまして、利用が困難な土地について財源確保の観点から処分を行うものでございまして、現在測量等を終えまして、また今年度においては処分のめどの立ったものなど、鋭意作業を進めているところでございます。

それから、土地開発公社の長期保有地に関する問題でございますが、この件につきましても今回の一般質問の中で各議員からいろいろと御論議をいただいているところでございます。今回の補正予算の中でも、長期保有地の対応につきまして一定程度予算計上をしているところでございまして、現在長期保有地の対応につきまして、暫定利用、一時貸し付け、場合によっては処分も範疇に入れた検討を行うことになってございますので、その点御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、投資的事業についてでございますが、本市におきましては、関西国際空港の開港に伴い、おかれていた都市基盤整備を積極的に推進してまいりました。その結果、公債費、公債費負担比率ともに平成13年度、14年度にピークを迎えることとなってございます。

このような状況の中ではございますが、生活環境の改善、交通の利便性、災害防止等の市民ニーズに的確に対応していくために、今後投資的事業に対します補助金の導入に努めることはもちろん、事業の必要性、費用対効果等、事業計画を精査しながら、事業を極力抑制しますとともに、効率的な執行を行い、事業の実施手法等を十分検討した中で計画的に事業を実施していきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の環境問題についての御質問について、私の方から御答弁申し上げます。

まず、1点目の悪臭問題についてでございますが、議員御指摘のとおり、本年9月中旬から悪臭の苦情が大変多くなっております。それにつきまして、10月中旬、下旬、また11月の末には泉佐野市、泉南市、田尻町、大阪府の行政関係機関が集まり、対応策について協議を行っておりますところでございます。また、それ以外にも各市町の担当者レベルでの対応策について協議も行ってございます。

悪臭の原因につきましては、大阪府及び泉佐野市から、畜産ふん尿及び肥料を製造する製造工程から臭気が発生し、その臭気対策用の設備の一部が破損していたと聞いており、既に大阪府並びに泉佐野市の方から改善の行政指導を行っておりますの報告をいただいておりますところでございます。

いずれにいたしましても、この臭気の問題が広範囲に及んでおりまして、大阪府並びに泉佐野市が主になって対応策を練っていただいておりますが、泉南市並びに田尻町の2市1町及び大阪府の4行政機関で一致協力しまして対策に努めてまいり所存でございますので、よろしく御願申し上げます。

続きまして、先般環境庁が発表する平成10年度公共用水域水質測定結果において、樫井川下流が全国ワーストワンとなったところでございます。これにつきましては、大阪府の水質課の方から御報告をいただいておりますのでございますが、今後の対応としまして、流域について各種調査を実施

し、発生源を究明していきたいと。具体的には環境基準点の上流における流入汚濁調査、発生源の悉皆調査、河川水質の時間変動調査等でございます。発生源が究明でき次第、改善対策等の行政指導を行っていくという報告を受けてございます。

これにつきましても、流域には泉佐野市、泉南市、田尻町がある関係上、先ほどの悪臭問題と同様、大阪府並びに2市1町が連携を密にして対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、ダイオキシン対策についてでございますが、土壌のダイオキシン測定検査につきましては、昨年の調査におきましては5地点混合の測定を行ったわけでございますが、本年度独自で土壌中のダイオキシン濃度の測定を市内全体から見た5地点で既に試料の採取を行ってございます。本年につきましては混合ではなしに、5地点単体で実施しております。

また、お尋ねの民有地の件でございますが、基本的には私ども、公の用地を採取し、調査を行いたいと考えております。今後につきましては、本年度の調査結果を参考に測定地点の選定を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、合併処理浄化槽補助対象区域の広報につきましては、従来より行っておるわけでございますが、本年度につきましては公共下水道事業区域変更に伴い、合併処理浄化槽補助対象区域も既に変更されてございます。7月変更分につきましては9月号の広報で、また9月変更分につきましては12月号の広報に載せてございますので、よろしく御願申し上げます。なお、広報の紙面の都合上、詳細につきましては環境整備課までお問い合わせくださいと載せておるわけでございますので、その辺もあわせて御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 大森議員も牧野公園の必要性について御理解いただき、その上で、なぜ先行取得地の用地を公園に充てないかという御質問でございますが、3点理由を申し上げます。

まず、1点目といたしましては、公園については適地がございまして、どこでもいいというわけにはまいりません。予定地につきましては、信達の幼稚園、信達の保育所、また信達の公民館などの教育施設、福祉施設に近接をいたしております、また牧野の消防分団も近うございます。適地といたしまして、集団的な利用ができるということで最適地ということで選定をいたしたということでございます。

2点目といたしまして、砂川駅前再開発事業といたしまして用地も取得しております、23億程度に利息も膨れ上がっているということでございますが、これらにつきましては事業目的を持って先行取得した用地でございます。その事業がまだ完了しておらないということでございますので、すぐに他の用途に変更するというところについては考えておらないわけでございます、当該の事業目的を阻害するのではないかなというふうに思っております。

それから、3点目といたしまして、市の開発公社の健全化につきましては、全庁的に取り組まなければいけないわけでございますけれども、公園をつくるということは市民のために公園をつくるわけでございますので、我々公園事業を担当する者といたしましては、健全化のために公園にすることは、これは主客転倒であるというふうに考えておるところでございます。第一、坪当たり170万とか200万とか膨らんでおる用地でございますので、公園をつくるということは今の財政事情では到底困難なことというふうに考えておるところでございます。

以上で、先行取得地の用地を公園に充てるということは考えておらないということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

大綱4点目のまちづくりについての御質問でございますが、新家駅宮線の安全対策、特に通学路の対策についてのお尋ねについてお答えさせていただきます。

現在、施工中の宅地開発は、御指摘のとおり308戸の計画でございます。入居の計画といたしましては、平成12年から5カ年計画によって入居予定となっております。歩行者の安全対策につ

きましては、周辺市道を効率的に整備いたしまして、歩行者の専用通路、いわゆる新家川沿いの地区計画緑道を活用する考えでございます。

次に、昭和石油跡地の葬儀場の駐車場につきまして、現在この計画による発生交通量を予測し、市と協議の上で適切な駐車場の確保を図るよう事業者へ指導を行っているところでございます。

この葬儀場の立地に伴います交通渋滞の懸念でございますが、この計画の接続道路につきましては府道の大阪和泉南線でございまして、また用途上、利用時間帯を予測する上からは即交通渋滞につながることは考えていないところであります。

しかしながら、御指摘のとおり、用途上から利用については集中交通が発生するものと考えられますが、市といたしましては、交通整理員等を配置して周辺に影響を及ぼさないよう措置を講ずるよう指導を行うことなどから、集中交通による影響の軽減が図られるものと考えているところでございます。

最後に、都市計画の基本方針によります無秩序な市街化を防ぐ適切な土地利用とは、本市の将来のあるべき姿として用途地域を定めるものでございます。現在は新家駅南側の山手丘陵部にかけてまとまりのある空間地がありますが、ほとんどが市街化調整区域となっております。この区域は市街化を抑制する区域として都市計画されていることから、制限が加えられ、一定の公益性等、法的に許容されるもの以外は立地ができないものであります。

また、市街化区域の新家駅南側地区は、地区計画が都市計画決定されているため、市街化の進展に合わせて、地区計画の実施により無秩序な市街化の抑制が図られるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） それでは、財政問題からお聞きしますが、細野部長の方から税金の軽減問題は不正確であるから載せてないということでしたんですけども、緊急対応策、市税収入向上7億円と、不用土地の処分2億2,000万、使用料手数料の見直し1億2,000万とあります。すべ

てこれが正確という、このとおりにいくという確信があるんですか。この金額もなかなか大変な金額で、目標だと思うんですね。だから、こういうのは正確だから載せて、空港関連の税金の撤廃を載せないというのはちょっと話がおかしいような気がするんです。

例えば、金額を載せなくても歳入の欄に書くことだってできるわけです。ここにも、例えば一般財源の軽減による歳入の確保というような形で書いてあるんですけども、ここには金額は書いてないわけです。ですから、別に私、金額を書けとかいうことではないんですけども、そういう意味でいうたら歳入確保の欄に、不公正な税制といますか、財政の軽減の撤廃による歳入の確保、こういうことが書けるのではないのでしょうか。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） それでは、再質問でございまして、中期的展望についての税制面の御質問がございましたので、私の方からお答えしたいと思います。

中期的展望の中には税収として7億円ということで、今議員が御指摘いただいたように、これは努力目標でと、我々はその目標に沿って最大限、この本会議でも市税の徴収率の向上策というような御質問を受けておりますので、そういったいろいろな手法を講じまして、この7億円というものについて、目標に向かって努力していかなければいけないと考えているところでございます。

そして、いわゆる法律による——これは地方税法の349条の3の項目ですけれども、空港会社、また法附則の15条の34項に基づく空港運送事業者の特別軽減、こういうものは今のところ法制化されてるわけございまして、その展望の中へ歳入の増としての見込みを入れるということは、不自然ではないかというふうに考えているわけでございます。

この法の349条の3につきましては、36項目の特別軽減がございまして、そういったことで、私どもの地元の関西国際空港も含めて、新東京国際空港、空港公団もこういった特別軽減、2分の1の軽減が法制化されてるわけございまして、その他いろいろ公共性の強い事業というんですか、

そういうものが36項目あるということで、そういう意味で、私どもとしても歳入としてこの中期展望の中の7億円の中に今入れるのは困難ではないだろうかという判断のもとに、いわゆる徴税、徴収率のアップを目標に14年まで7億円を目標に定めて鋭意努力いたしたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 何もこの中に入っていないから、私はこの中期的財政展望は間違いだと言ってるわけではないんですよ。例えば空特委の中でこれが要望書として出されるという話を細野さんがされましたけども、これは6月の定例議会でも林議員が質問しまして、中村さんが答えてるのは、市に入るべき財源を失っていると、市として正当に国に申し入れたいと、このように述べられていますけども、いまだ国への要望が進んでいないわけですね。

その理由は何かといいまして、例えば空特委の中で要望書の案が出ましたけども、この中では財政、財源の問題も含んでますけども、例えば2期工事の推進を進めていくとか、それから南ルート早期実現を求めていくと、こういう内容が要望事項の中に入っていると。これがあって、いまだにまとまってないわけですね。

これは、こういう原案を事務局が出してくれはったんですけども、こんなん出して空特委の中でまとまるわけがないんですよ。反対の方もいらっしゃるんです。第2期工事推進反対の方もいらっしゃる。それから、南ルート反対の方もいらっしゃる。こういう方がいらっしゃるのに、こういう要望書を出して、まとまるわけがない。

逆に、こういう要望書が出されると、削れという意見に対しては、第2期工事推進派の方々、南ルート推進派の方々、これを削るなど言いますから、これはなかなかというか、まとまらないわけですよ。いつまでたっても国への要望が進まない。

私、こういう状態を見ますと、国に対して税金への撤廃を求める姿勢がほんとにあるんかと。そういう意味で、この中期財政展望の中で書かれていないことも指摘してるわけですね。そういう点で

お答えいただけますか。

〔東 重弘君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） ただいまの発言の中に、この要望を今空特委で検討しております。まとまるはずがないというふうな発言は、不穏当であります。よろしくをお願いします。

議長（嶋本五男君） ただいまの議事進行でございますけれども、あくまでも大森議員の意見ということで、まとまる、まとまらんは空特委でまたまとめていただいたら結構だと思いますので、そのまま続けてください。細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど税の軽減の要請につきましては、機会あるごとに要請をしていることを言った中で、現にその1つの事例として、空特委においても御協議いただいているという1つの事例として言ったわけでございまして、この税の軽減措置の要望につきましては、今まででも機会あるごとに本市といたしまして要請をしているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） この中期的財政展望の中にぜひ入れていただきたい。金額も2億7,000万円、そして国へのこういう要望がまとまれば、財政問題に関しては資料を持っていくというふうに空特委の中でも話になってますので、そういう資料としても、この中期的財政展望の中に国からのそういう、今の税制を改めてもらって収入増をしたいということを書き入れれば効果もありますので、ぜひお願いしたい。

この金額としましても2億7,000万円、1年間入るわけですよ。この金額は非常に大きいです。徴収率を2%引き上げてくれるわけですよ。例えば、今臨戸徴収で皆さん頑張ってもらってますけども、残念ながら、滞納繰り越しを入れると泉南市の財政は、職員の皆さんの奮闘にもかかわらずトータルではマイナスになってます。ただし、2%、2億7,000万入りますと、現年度分も滞納部分も、そしてトータルでも泉南市は増収になると。ほんとに職員の苦労がこういう数字にも反映してきます。

職員の方はほんとに臨戸徴収なんか頑張られておられますけども、なかなか大変です。こういう佐野市や阪南市みたいに間違いなく入る——佐野と比べてもらったらよくわかると思いますけども、2億7,000万がバツと、臨戸徴収せんでも入ると職員の方も楽ですし、泉南市にとっても財政的に見ても非常に大事なことだと思います。

そういう意味で、中期的財政展望の中には必ずこれを入れていただくように、毎年ローリングを行うということなんで、ぜひそういう意味でも入れていただきたいと思います。その点、何か意見があれば。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） この税の軽減の措置につきましては、空特でも御議論いただいております意見は同じでございます。地元にとりましてはやはりこういった措置についてはやめていただきたいし、やるのであれば、その補てんというものをお願いしたいと。

ただ、現実に法律で、先ほど参与から説明を申し上げましたが、法律があるわけです。これを覆すのは容易なことではないというのはどなたも御理解いただけたと思いますが、そういった非常に困難なものを前提にして、それを税金の中に、あるいは対応策の中に入れた上で、ほかの歳入の確保なり、歳出の削減をやっていくというのは、私は道を間違えるというふうに思います。2億7,000万が入ってくるということを前提にほかの努力をやめてしまうということにはならんと。そういう意味で、財政展望というのはやはりある程度現実に立脚したものでなければならんと。したがって、今の財政計画の中にその点を額としてカウントするというのはできかねるというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 何度も言いますように、額としてカウントする必要はありませんと私は言うております。収入確保の欄でも構いませんし、この初めの欄でも構いませんし、こういう国からの不当な財政軽減措置によって税金が入ってないという点は明記すべきだと思います。そら収入確保の欄でなくても構いませんし、金額を明記されな

くても私は構わないと思います。やっぱりそういう厳しい態度を国に示していく。空特委の中でも話になりましたけども、何度も苦情の足を運ぶことが大事であるということが委員の方からたくさん意見が出ました。

せっかく要望を出そうというのが6月議会でも出て、この要望書の原案は5月26日の空特委で説明済みですから、もっと以前から出てたんでしょけども、それがこの12月になってもまだ決まっていない。要望を持って国に行けてないという状況を考えますと、そういう意味で国への厳しい態度を示す上でもぜひこの中期的財政展望の中に入れてもらうことを重ねて要求いたします。

それと、次は不用土地の処分でありますけども、山内さんは利用目的が違うということをおっしゃられましたけども、利用目的が違って駐車場に使ってる場合なんかもあると思いますので、牧野公園の場所が最適かどうかというのは私はわかりませんが、例えば新家の中でも区長さんか何か集まって協議会をしますと、公園をつくってほしいとか、それから今ある公民館を広げてほしいとかいう話題になるときは必ず、どこどこに開発公社の土地があったなという話が出るんですわ。

市民の方も今財政が大変なことも知ってるし、土地開発公社がたくさん土地を持っていることも知ってはるんですわ。そういう意味でいうと、そういうことが話題に出る、土地開発公社の土地があるやないか、市の土地があるやないかと。やっぱり何にも買わんで——無理して買う必要がない、買うお金がないというのは、市民の方はたくさん知っておられるんですよね。だからそういう意味でいうと、土地開発公社でせっかく土地があるんやから、そういうところを公園にしたらいいいじゃないかというのが市民の素朴な疑問だと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 公社の先行取得につきましては、当然明らかに事業目的を持って買収、購入してるわけございまして、本来その目的に使うということが一番大事でございます。それ以外、長期保有地につきまして今後どのような対応ができるのかということは、事務当局でもって今

後鋭意検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 今、土地開発公社が土地をたくさん持っているというのは、別に泉南市だけの問題じゃありませんで、全国的な問題になってまして、この問題に関して全国市民オンブズマン大会が開かれたときに、こういう塩漬けになっている用地に、例えばどういう目的で購入したかとか、それからいつ購入したかとか、それから金額はほぼで購入したかと、そういう看板を設置して、市民の皆さんに見てもらおうと。そうすることによって市民の方々から、どういうふうに使えばよいかとか、それから逆に、何でこんなむだなものを買うたんやという意見が出るかもしれませんけども、そういう運動の中で、今の土地開発公社がたくさん土地を持って、にっちもさっちもいかない状況を解決できるという提案があったんです。

そういう意味でいうたら、牧野公園の位置が今最適やと山内部長はおっしゃられましたけども、今ある土地開発公社の持っている土地なんかを、市民の方にも、ここがそうやと、市が持っている土地やと、土地開発公社が持っている土地やと、そういうふうに表示をして、いろんな市民の方から意見を伺う、そんなふうな考えはないでしょうか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今の公社の問題、いわゆる社会的な問題につきましては存じてございます。

この点に関しましては、一昨日からのいろいろと論議の中で答弁してきてございますが、本市の場合には、以前から公社の評議委員会等を初めといたしまして、議会の場におきましても各保有地の個別な明細も提示する中で、いろんな御意見を伺ってきているところでございます。それらを踏まえまして、これは何回も答弁してございますが、今後のあり方につきまして、いわゆる暫定利用とか一時貸し付けとか、場合によりましたら処分も範疇に入れた、そういうような検討を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 実際、土地公社の用地が、土地が、利用目的以外のことで使われてることもありますので、市民の方の意見を幅広く受け入れるような形で解決できるように、そういう方策もぜひ考えていただきたいと思います。

次に、歳出の問題ですけれども、同じく中期的財政展望の中で、財政運営の手法についてという欄がありまして、その2番目に計画的な財政運営というところがありますよね。

16ページでありますけれども、そこには、行政運営全般について不断の点検を実施しつつ、健全な財政基盤の確立を図っていくためには、計画的な財政運営が必要である。また、既に計画し、または着手した事業等であっても、必要性、効果性を十分勘案し、その推進について判断する必要がある。そのために、事業についてはスクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として事業推進を行うとともに、計画的な財政運営のため毎年度ローリング方式で財政予測の見直しを行っていくとありますけれども、この点で、今着手した事業等で、必要性、効果性からその推進を考えてる、そういう事業がありますでしょうか。事業の見直しを考えてるような事業がありますでしょうか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 各事業の今後の計画的な実施につきましては、この厳しい財政状況でございますので、各原課でもってより精度の高いものを策定していただくよう要請してるところでございますし、それに基づきまして、原課の方で努力していただいているというふうに認識しております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 全然計画的でも何でもありませんよ。これ、平成11年から行うというて出てるのにね。そしたら、原課でお願いしてるという話ですけれども、具体的には何かないんですか。財政的、こういう事業の中の見直しを考えてるような、原課から出てるようなものは何一つないのでしょうか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 各個別に申しますと、

例えば当初の農業公園の計画的な進捗でございますけれども、これにつきましても一定程度、精査をしていただいていると認識してございますし、砂川樫井線におきましても、具体化の進捗中でより精密な実施計画を立てていただいていると思っております。また、ある面では、りんくうタウンの今の状況に合わせて、産業振興センターの進捗につきましては、一定程度の考えと申しますか、配慮するという対応しているということもございまして。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 今3つほどの事業の名前が出ましたけれども、これもぜひ具体的に、どの程度減らすのか。

和泉砂川駅前再開発のことが言われましたけど、それでも市の持ち出しは26億円にも上るものですわね。それで、市が考えておられる投資的財源でいいますと、18億円程度考えておられるとお聞きしています。14年まで必要な金額は大体18億円だろうというふうにお聞きしてるんですけども、それでいうと例えば26億円にも上るような砂川駅前再開発とか、こういうものは減らしても26億円でしょう。これをもっともっと減らしていく、もっと大胆な提案というか、計画がなくてはならないと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 事務事業の見直しについて、幾つかの例を先ほど挙げました。とりわけ大森議員の方からは投資的な事業についてのお話があるわけでございます。それにつきましては、先ほど農業公園の例、あるいは駅前の再開発の事例等、あるいは産業振興センター、かなり縮小していく。あるいは、農業公園の事業等については国庫補助も導入するというふうな創意工夫を生かしながら、事業についての見直しをやっていると。

ただ、事例といいましても、私どもふだんは財政の査定等を通じまして、福祉、教育も含めた全部についての事務事業について見直しをやっておるつもりでございますので、幾つかの例だけを挙げて、これこれということではないということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

す。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 今ほんまに、壇上でも質問さしてもらいましたように、市民は市の財政の使い方、市民が出した税金の使われ方に対して非常に厳しい目を持って見てるわけですよ。特にそういう箱物開発とか大型開発に対しては厳しい目を持ってると。市の財政を大変にしていって大きな理由というのは、ここにも書かれていますように、公共事業などの大型開発による出費であるわけです。ここに大なたを振るわない限り、逆に言えば福祉や教育のお金が出てこないと思います。

助役は、福祉、教育全般を含めて見直しをしていくんだというふうにおっしゃられましたけども、補助金とか市債発行で市の財政をほんまに大変にするこういう投資的財源を削減して、そういうお金を教育、福祉に回す、そういうことが必要ではないですか。トータル的に減らすんだとおっしゃられましたけども、その点はいかがでしょう。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 財政的に見れば、過去数年間のいわゆるハードへの投資と申しますか、が一定、その副作用的なことで財政負担になってるのは事実でございますが、我々とすればそれを上回る市民へのサービスの向上、あるいはいろんな経済上の活動、あるいは道路、公園といったものが、あるいは福祉センター、埋蔵文化財センターというものが、トータルの意味で市民サービスの向上につながっていると、それを上回るメリットがあるというふうに我々は理解しております。

ただ、財政状況を見ますと、今後はそういったレベルの事業というのは当然望めないということで、それを抑制する方針については書いております。それを教育、福祉へという御意見でありますけれども、それは私どももそういう、単にそれを削ってこちらということじゃなくて、今の市民の需要といいますかニーズが、やはり教育問題、あるいは介護保険を初めとした福祉の問題にあるということで、できるだけそこの方に財源を持っていくという努力はしてまいりたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） この投資的財源の3事業ですよね。これを大幅に削ってもらおうと。そうじゃなければ学校の大規模改修なんてなかなかできないと思います。そういう部分をほんとに思い切って削っていただくということを重ねて要求いたします。

それから、大綱の2番目で質問いたしました産業振興策についてでありますけども、市長は言いましたけども、利子補給の増額については、私も議員になって一番初めの質問でこの増額を質問いたしましたし、和気議員がずっと年来、この利子補給の増額については質問してまいりました。そういう意味でいえば、利子補給のことを反対したわけではありません。あの補正予算で反対したのは、砂川駅前開発の調査の予算500万円に反対して補正予算に反対したんであって、利子補給増額について反対したのではありませんので、それをぜひ知っていただきたいと思います。

それで、ここにありましたように、意見書の意見を讀ましていただきまして、これに対する市長の見解をお伺いしましたけども、今度から商工費については増額をしていただくと、この意見に沿って予算をふやしていくというふうにとっていいのでしょうか。そういうつもりでお答えになったのでしょうか。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 今、予算の編成中でございますので、ふやすとか減らすとかいうことは申し上げられません。ただ、来年度予算、トータルにつきましては、市長が先日もお答え申し上げましたように、非常に厳しい財政状況の中でございますので、11年イコール、あるいは緊縮の予算にならざるを得ないのではないかとこのふうにお答えをしたというふうに思っております。

ただ、お示しの地場産業、あるいは商工業の振興というのは非常に大事な課題であるということとは常々認識しておりますので、そのつもりで予算編成には臨みたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 時間がないので、環境問題に移りたいと思いますけども、非常な悪臭が出てまして、佐野でも泉南でも田尻でも大騒ぎになっ

ているんですけども、白谷部長は大阪府、佐野を中心とおっしゃったけども、泉南市でもちょっとリーダーシップを発揮してもらえへんかったら、場所は泉南市にあります、本社が佐野にあって、なかなか大変なのはよくわかりますけども、そこで人ごとみたいなことではないことはもう白谷さんは重々、苦情が来て御存じなのは僕はよく知っています。

まず、1つ市長にお願いしたいんですけども、例えば公害対策審議会を早急に開いていただくとか、それから双子川浄苑の汚泥を持って行ってグリーン産業に引き取ってもらってるんですけども、そういうような点、グリーン産業が悪臭の原因であるというのは佐野市も大阪府も認めたところがありますので、そういう対応ができないのか、お聞かせ願います。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 悪臭の件につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、他市の問題とは私、決して考えてございません。そのため、私ども環境課一同これに取り組んでおるところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、双子川の方から焼却灰を搬入しておるわけでございますが、現在循環型社会の構築、また資源の再利用等、世間で言われておるところでございます。また最終処分場の逼迫等もある関係上、私どもとしましては焼却灰を再利用して、植木や花の堆肥土として利用するのがよいのではないかとこの観点から搬入してきたわけでございますが、本日の御意見も含め今後再検討を行ってまいりたいと、このように考えますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。時間が余りありませんので、簡単に。

5番（大森和夫君） はい、最後です。葬儀場の問題で、葬儀屋さん話し合いの立場になった場合、行政の役割なんですけども、やっぱり住民さんというのは素人というか、そういうこと、駐車場の問題とかなかなかわからないところがたくさんあると思いますので、中に行政が入っていただ

くときに、そういう住民さんの立場に立つというか、いろんな資料提供などもしてもらえるのか、お聞かせ願いたい。

それから、時間で市長、お答え願えないかもしれませんが、公害対策審議会の開催、いかがでしょうか、お願いいたします。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。簡単にしてください。時間が過ぎてますから。

事業部長（山内 洋君） まだ建築確認が出ておりませんので、手続を進めるに当たりまして、住民の意向が十分反映できるような協定を結ぶなど、また再度説明会を通じて、まず住民の理解を得られるよう事業者へ指導していきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 以上で大森議員の質問を終結いたします。

3時45分まで休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時46分 再開

副議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

22番（林 治君） 日本共産党の林でございます。1999年第4回定例市議会、3日間にわたる一般質問の最後の質問ということでありますので、皆さんもお疲れのことと存じますが、あと1時間どうかおつき合いをいただきたく思います。どうかよろしく願います。

昨日、先輩の島原議員から大変温かい励ましのお言葉をいただきまして、感謝いたしております。元気よく大綱3点にわたる市政上の課題について質問をさせていただきます。

まず初めに、市長の政治姿勢についてであります。これはきょうの3つの質問のすべてについてお尋ねしたいということでもあります。

さて、第1の入札制度のあり方についてであります。この問題については、ここ数年私もいろいろと提案も含め申し上げてまいりました。この入札の制度をどうするかということは、公正な市政をどう進めるのかという上で大変重要な問題の1つであります。とうとい市民の税金、血税を一部

の不良業者による談合での分捕りや、あってはならない贈収賄による不正入札で、不当な利得、利権をほしいままにする、このようなことは絶対に許してはなりません。

今、世間を騒がしている元大阪府会議員の堀田被告が、この13日大阪地裁で、府議の権威を背景に府職員に圧力をかけて、入札予定価格の概数を聞き出した。府議としての清廉性、潔白性がみじんもない悪質な犯行だと断罪、有罪判決が下されました。さらに、関連して泉佐野選出の大阪府会議員松浪啓一容疑者が、あっせん収賄と競売入札妨害の疑いで12月3日に再逮捕され、府民のひんしゅくを買っています。断じて許されないことであります。

さて、昨日の質疑でもありました。残念ながら我が泉南市においても、業者による談合疑惑事件がここ数年相次ぎました。このような問題は、阪南市のように業者のその身をかけた内部告発がない限り、ほとんど明らかにならないものであります。そのことを前提に、不正入札を許さない行政側の制度的な保障が大切であります。この点では、原課ではいろいろとその改善に努められてきたことについて評価をいたしたいと思いますが、この制度の運用を進める市長の政治姿勢が重要であります。

さて、今回、予定価格、最低制限価格の事前公表ということを実施するわけではありますが、このままでは業者は談合が成立すれば安心して高値落札ということになります。公正な入札をあくまでも進めるということであれば、今回の制度についてもし欠点や欠陥があれば、また足りない点があれば、積極的に速やかに改善する姿勢が必要ですが、こうしたことについての対応、これからも市長の方で積極的に進められるかどうかをまず第1にお尋ねしておきたいと思えます。

次に、大綱第2の質問は、東海村のJCO事業所における臨界事故に関して、熊取町放射線関連4施設への対応についてお尋ねをいたします。

私は、この問題は何よりも市民の生命、身体及び財産の保護のために、行政も議会も共同して対応することが、今求められていることと思えます。

去る9月30日に起きたJCO東海事業所の臨

界事故は、生命にかかわる被曝者を出し、JCO関係者、救急隊員、100名を超える付近住民を巻き込む広範な地域に放射線汚染の危険をもたらす、我が国最悪の放射線事故となっています。

茨城県東海村だけでなく、お隣の熊取町には原発用の核燃料を、あのJCOと一貫作業工程で製造している原子燃料工業の熊取製造所や、京都大学原子炉実験所、住友電気工業株式会社、ポニー工業株式会社の放射線関連4施設があることが既に明らかにされているところであります。これらの施設から我が泉南市はすっぽりと10キロ圏内にあります。市民に不安をもたらしております。

日本共産党泉南市会議員団は、去る10月の13日、原子燃料工業熊取製造所への現地調査を行うとともに、翌14日、市当局への申し入れを行いました。

第1点、これらの施設に対し、臨界事故を未然に防止する安全対策や情報公開、安全体制の総点検を求めるとともに、これらの施設と市との間での安全協定の締結をするよう、熊取町の協定書等も提供し求めましたが、市として具体的にこのことについて今どのように進めておられるかということをお尋ねをいたします。

また、東海村の一連の事態を見れば、地元市町ではとても対応のできるものでないことも明らかであります。安全上の専門家の配置や機器類の配備、緊急時の体制が必要です。大阪府と政府へのこのことについての申し入れをするべきだと思いますが、市としての対応はどうでありましょうか。

この点では、私は去る11月19日、泉佐野市で開かれました泉南地域広域行政推進審議会、この日から嶋本議長が会長になりましたが、この会議の席上、議題が岸和田から岬町までの広域的なまちづくりの計画策定ということでありましたので、この5市3町、30万を超える10キロ圏の住民の生命、身体と財産を守るためにも、まちづくり計画の第一課題として取り上げることと、この組織、協議会として大阪府と政府へ共同して安全強化対策を申し入れることを提案いたしました。市長はこの協議会の一員であります。ぜひ具体化を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大綱の第3は、南ルートなど開発問題です。

その第1点は、南ルートについてであります。去る11月29日、市の呼びかけで南ルートアクセス研究会の初会合が開かれ、二、三年後をめどにルート3案から泉南市が具体案を決定すると報道がありましたが、ルートの形態は市が決定するのでありましようか、お尋ねをしておきます。また、この南ルートの建設費はどの程度なのか、そして事業主体はどうなるのかをお尋ねしておきます。

第2点目は、開発問題と市財政についてであります。99年度以降の事業費について、今当面しているものについて私もざっと計算をしてみました。市の財政問題については、我が党の大森議員からも先ほど質問がありましたので、できるだけ重複は避けたいと思いますが、私の計算でも総事業費は、当面するものだけでも約221億6,000万円に上ります。そのための一般財源の必要額約63億4,000万円、もちろん起債がこれについてきますが、93億6,000万円ということになります。それで、公債費もこのことで膨らんでくることは当然であります。

これ以外に、市当局が今進めているマスタープランによる市営住宅の建設に、昨日でしたか、約40億円というお話でした。子供たちの幼・小・中の教育施設の整備費は、少なくとも今の泉南市の状況では10億円以上が毎年必要であります。保育所も雨漏りがひどくなっています。市民の生活道路の整備もほとんど今はできていません。来年度からは介護保険も始まります。

さて、そのような中で、南ルートと市財政のかかりについては一体どうなるのか、市長の見解を求めます。

また、開発と市財政の関連で、りんくうタウンでの企業立地のおくれが、今市の財政見通しを狂わせていますが、去る12月9日の空港対策委員会で、りんくうタウンに財団法人ヒューマンサイエンス振興財団大阪支所の建設を認めることを市長から報告がありましたが、突然のことであり、この団体がどういうものなのか、明らかではありません。りんくうタウンの埋立免許の許可基準、条件との関係ではどのような対応をしておるのかと

いうことも、改めてお尋ねをしておきます。

また、この団体がマウスの飼育をするというふうに聞いております。この施設について、議会にも地域の住民にもどういふものであるのかということをもまず明らかにする必要があります。

この施設は、この10月に大阪市の淀川区において建設を予定していたものでありますが、地域の住民の猛反対でそこでの建設を断念し、急遽りんくうタウンへの建設が進められるようになったと聞いております。まず、この話は厚生省のだけれど、大阪府のだけれど泉南市に言ってきたのか、役職と氏名も明らかにされたいと思います。

私は、こういう施設の建設で財源を求めるよりも、りんくうタウンへの樽井駅からの連絡道路をつくって、りんくうタウンを内陸部としっかりとつなげ、りんくうタウンの活用が容易になるようにすることこそ大事ではないかというふうに思っております。提案を含め質問にかえさせていただきます。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。御答弁次第で自席から再質問をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

副議長（角谷英男君） ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の政治姿勢の中の入札制度の改正の問題でございます。

この件につきましては、従来から議会も含めまして、いろいろ御意見あるいは御指摘もいただいておりますのでございまして、我々も常に公正・公明な契約、入札制度のあり方ということを検討してまいったところでございます。

今回、改正を考えておりますのは、まず1点目といたしましては、建設業者の資金繰りの改善に資するための前払い金の支払い率を30%から40%に引き上げるということが1点でございます。

2点目といたしましては、従来からも御提案いただいております予定価格及び最低制限価格の事前公表の実施ということでございます。この件につきましては是非については、いろいろ議論もあるところかということも承知しておりますけれども、公表することにより入札の透明性を確保できるものと考えまして、来年の1月1日から試行

したいというふうに考えております。

その中で、御指摘いただきました他市町の事例なんかによる例えば高どまり等が、いわゆる上値張りつきの心配ということでございますけれども、その点は我々も危惧しないわけではございませんで、したがって、もしそういう事態が数多く発生するということであれば、やはり速やかにまた次の対応を考える必要があるというふうに考えておりました。常にこの問題については改善を目指していくという姿勢で行いたいというふうに考えております。したがって、来年1月1日から施行いたしますけれども、あくまでも試行ということにいたしております。

それから、3つ目といたしましては、いわゆる談合情報もたらされた場合の対応についてでございますが、まず1つは情報の信憑性を判断する必要がございます。談合情報の取り扱いについての判断基準をより明確にするための要綱を改めて制定するものでございます。

4点目といたしましては、不良・不適格業者の排除対策についてでございますが、この点に関しましては、市内業者育成の必要性についても十分認識はいたしておりますが、不良・不適格業者については、公正な入札確保の妨げとなるため、平成12年度指名願申請時より、技術者の社会保険加入証明書、事務所内及び外観写真、消費税の納税証明書の提出を義務づけることにいたしまして、対応していきたいと考えております。

また、もう1つ、今まで位置づけが必ずしも明確でなかったという御指摘もあります。準市内業者制度の取り扱いにつきましても、営業実態なりの調査等を十分行い、制度の廃止も含め検討し、今後とも透明性の高い公正な入札の確保に努めてまいりたいと考えております。御指摘ありましたように、改善いたしまして不都合な点が出てまいりますれば、速やかにまたそれに対応する対策を考えてまいりたいと思っております。御理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の具体的な詳細については後ほど担当部局より御答弁申し上げますが、私にお尋ねの基本の部分だけ申し上げますと、先般10月14日に申し入れのありました原発関係の企業

との安全協定につきましては、締結をしたいということで現在申し入れをいたしているところでございます。

それから、広域的なこの問題の対応ということについてでございますが、泉南地域広域行政圏の会議で林議員の方からもそういう御発言があったということはお聞きをいたしております。私も先般の泉南地域市長町長会の会議におきまして、私の方からこの問題については10キロ圏とかそういうものにこだわらずに、泉南地域全体として取り組む必要があるということをご提案いたしまして、各市長、町長の賛同を得たところでございます。

事務局といたしましては、今のところ広域で担当していただいております幹事市の泉佐野市の方でこの全体の業務の取り扱いをしていただける方向になっているというふうに聞いております。そこでいろんな要望等を取りまとめまして、国や府に要望してまいりたいと考えております。

3点目、南ルート等については、一応担当の方から御答弁申し上げまして、また私の方でということでございますれば、お答えをさせていただきたいと存じます。

副議長（角谷英男君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 林議員の2点目の関係でございますけれども、補足説明をさせていただきます。先ほど市長の方から安全協定等の締結を御答弁さしていただいておりますけれども、本市の取り組みについて御報告をさせていただきたいと思っております。

市の方では、市内部の組織といたしまして原子力問題検討委員会を設置いたしまして、12月2日に京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業に対しまして現地視察を行いまして、口頭で注意喚起を促すとともに、内部の施設見学を行っております。そして、安全性について再確認を行っております。ところでございます。

京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業に対しましては、今後より一層の安全管理の徹底に加えて、万が一の事故発生時にも素早い対応がとれるようにということで、緊急時の連絡体制や定期的な放射線測定の結果報告などを求めるための協定についても申し入れを行ったところでござい

ます。

まだ、あと熊取には4施設がございまして、あと2施設については我々としては直接現地にはまだ行ってないんですけれども、年明け早々にでもあと2施設についても連絡をとった中で、現地の調査をして、そのしかるべき対応をしてみたいというふうに考えておるところでございます。今回の2施設については申し入れを行っておりますので、議会終了後早い時期にその辺の事務的な詰めということを進めてみたいというふうに考えておるところでございます。

以上、簡単でございますけれども、原子力関係の御答弁とさせていただきます。

副議長（角谷英男君） 中村空対室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 私の方から、南ルートの関係、それと財団法人ヒューマンサイエンス振興財団についての御答弁を申し上げたいと思います。

まず、南ルートでございます。幾つか御質問がございました。この間の若干の経過を含めて、個別の細かい話の御答弁を申し上げたいと思います。

昨年の11月に、堺以南の9市4町で構成しております関空協、これの国あるいは府、あるいは関空会社への要望書の統一要望の中に、初めて南ルートが包含されました。それに続きまして、本年には岸和田以南の阪南5市3町の町会連絡協議会の要望項目にも取り入れられたということで、理解の輪は次第に広まっていると、そう認識いたしております。

先月、11月の29日には技術的観点から工法等について研究するための南ルートアクセス研究会、これが本市、大阪府、関空会社、この三者によって発足もいたしました。

一方、本年の3月には、国の関係5省庁によります関西国際空港を活用した広域国際交流圏整備計画調査報告書、こういうものが出ましたけども、そこに、災害時の有事に際しても空港機能を安定的に発揮させるため、選択多様性のあるアクセスの確保に努めると、南ルートを類推する文言が入りました。

さらに、11月10日には衆議院の運輸委員会で運輸大臣から、運輸省としても空港連絡南ルー

トについての調査研究を行ってまいりたい旨の具体的な答弁があるなど、これまでの本市の政策あるいは活動が着実に理解と前進を得ていると確信いたしております。

今後は、より積極的な活動、広がりを持った活動を展開していくために、大阪側と和歌山側の自治体が一緒になった運動体、期成同盟会のようなものを早期に設立して、国初め関係機関へ要望していくという活動を推進してまいりたいと、そう考えているところでございます。

それで、具体的な御質問でございました、新聞報道に今後3案のうちどれが最も適当かを話し合い、二、三年後をめどに泉南市が具体案を決定すると新聞に報道されたという御質問がございました。これは南ルートアクセス研究会が発足した翌日の新聞に報道されたと思いますけども、この3案というのは、橋梁案、シールドトンネル案、沈埋トンネル案のこの3つでございますけども、ただ私どもはこれについては、このような巨大プロジェクトが市単独でできるわけではないと、市が具体案を決定することはないと、そう考えております。

ただし、現在の北ルート、これは橋梁でございます。南ルートが同じ橋梁であれば、災害時の代替機能を発揮することはできないということは明らかでございます。したがって、少なくとも南ルートはトンネルが好ましいのではないかとことは考えております。その辺も含めて今後十分検討を加えて、少なくともこの程度の問題提起はさせていただきたいと、そう考えております。

それと、建設費は工法別では幾らかという質問があったと思いますけども、平成7年度から10年度にかけて大阪府と共同で南ルートの調査を行いました。この中で、先ほど申し上げたとおり、橋梁案、シールドトンネル案、沈埋トンネル案の3つを提起いたしました。しかし、このときの調査では建設費は試算いたしておりません。また、過去においても市として公式に南ルートの費用を算出しておりませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

それと、南ルートでは事業主体の質問がございました。私どもはこれまで4年間大阪府と共同調

査を行ってまいりまして、そして3つの案を提起させていただいたわけですが、いずれの案におきましても巨額の費用が必要というのは明らかでございます。現在の北ルート、これは鉄道と道路の併用橋でございますけれども、当初1,200億ということで始められましたけれども、結果的には1,500億かかったと聞いております。市の年間予算の何倍もの費用がかかる巨大なプロジェクトを、市が単独でできるわけがございません。

そういうことで、とにかく当面は国に南ルートを知りていただく、そして国みずから調査検討をしていただくことがまず緊急な課題であろうと、そう考えております。したがって、繰り返しになりますけれども、過日の運輸大臣が調査研究を行ってまいりたいと運輸委員会で述べられたことは、大きな前進と受けとめております。その速やかなる実施を今後求めてまいりたいと、そう考えているところでございます。

次に、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団について御説明申し上げます。

これについては、過日12月9日の空特委で資料を御配付させていただいて、若干の説明も行わせていただきました。この財団法人ヒューマンサイエンス振興財団とは何かという、まず御質問でございました。

これは、昭和61年に、医薬品とか食品、医薬材料、繊維等の会社128社が、バイオテクノロジー、新素材に関する先端的・基盤的技術の開発を通じて、国民の健康と福祉に密接な関連を有する医薬品、医療、福祉機器、保健衛生等に係るヒューマンサイエンスの研究及び開発を振興し、もって国民の健康と福祉の向上に寄与するという目的で設立された財団法人でございます。平成11年10月現在で出資額は約1億円でございます。

これが、りんくうタウンの産業活性化ゾーンのところへ進出したいというお話がございました。それで、11月の下旬に厚生省の健康政策局研究開発振興課長さんと、大阪府保健衛生部薬務課長さんが見えられまして、りんくうタウンへの進出の話の承ったところでございます。また、12月の初旬にはこの財団の理事長も来られまして、加えたお話もしていただいたという経過がございま

す。

次の御質問の中に、りんくうタウンの埋め立てとの整合性というんですか、そういう御質問もございました。確かにりんくうタウンは2つの目的で造成されました。1つは空港の支援、補完、2つ目は環境改善、すなわち内陸部の企業の移転用地、そういう2つの目的でつくられております。この環境改善については、地元の泉南市、田尻町、泉佐野市の2市1町を初めとして、大阪府下の移転ということまで現在は広げられております。

一方、りんくうタウンの開発コンセプトに沿って、国際交流拠点にふさわしい形態、環境、機能を備えた、21世紀を先取りする製造業の展開を目指すとも位置づけられております。

大阪府企業局は、12月3日付で産業活性化ゾーンにこの進出地を指定いたしました。研究開発型先端技術産業の新規集積を目指すという観点で受けとめておりますので、合致してるとはないかと、そう考えます。

予定いたしております財団法人ヒューマンサイエンス振興財団大阪支所の規模、これは面積的には1,973平方メートルのところ、鉄骨づくり2階建て、建築面積700平米の建物をつくる。工事期間は約7カ月程度ということでございます。

業務としては、ヒューマンサイエンスの振興に資する細胞、遺伝子等研究資源の確保で、新しい治療法や医薬品をつくり出すための研究に使う細胞等の研究材料を保管し、品質チェックを行い、研究者に提供するというので、通常、研究資源バンクと呼ばれているようでございます。職員は検査技師を含めて10名程度とお聞きいたしております。

もう少し具体的に業務内容をわかりやすく説明いたしますと、研究者から送られてきた人の細胞を受け取って、無菌状態のマウスに植えつけて検証を行う。その結果をドライアイスに詰めた容器に密封し、こん包の上、宅配便で研究者に送り返すと、こういう流れを絶えずやっていくとお聞きいたしております。

以上でございますけど、もし答弁漏れがございましたら、御指摘いただければ再答弁させていただきます。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 答弁漏れがあるんです。南ルートと財政のこと言うたやろ。

副議長（角谷英男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど南ルートの件で答弁いたしましたように、南ルートにつきましては現在工事費等の積算はされておらないという形になってございますので、その点で御理解をお願いしたいと思います。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 何分まででしたかな。

副議長（角谷英男君） 47分までです。

22番（林 治君） それでは、御答弁を一通りいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず初めには、入札制度のことです。市長の方からこの制度について改善すべき点があれば積極的に行いたいという趣旨の御発言がありましたので、私は今度の内容も、従来から私が初めて、ここに古い会議録も持ってきてますが最初—最初、最初はいつかわからんぐらい前なんです、ちょっと記憶に新しいところでは福田助役がおられたときですね。提案したら、いや、そんなことはまだまだできないことだということで、できない理由なんかも言われました。いろいろ言われました。

しかし、私はあの当時から、全国的な流れとしてこういう改善が当然必要だというふうにも思っております。しかし、何といても制度でありますから、制度の裏をかこうと思えば幾らでも、どうでもできるわけなんで、しかしできないようなことも、逆に言えばまた考えて対応しなければならないんじゃないかなというふうに思うんです。

今市が、入札の制度では、例えば入札の際に入札参加者の選考基準というんですか、幾らの場合何社以上とか、こういう一定の基準がつくられてるということについてはわかるんですが、結局談合が簡単にできる業者数ですね。これじゃどんな制度をつくっても簡単に談合できるんですね。ですから、私はある程度、その一番いい方法は一般競争入札なんです、なかなか何もかも一般競争入札としてできない場合もありましょうし、そう

いう点では現時点で指名選考をやらざるを得ないというのであれば、その業者数を入札時にはできるだけふやすと、實際上談合そのものが実務的にできないと、実際的にできないということをやることがまず第一に必要ではないか。

もちろんそうなりますと、市内の業者数とのかかわりもあるでしょう、ランク上のつり合いの問題もあるでしょう。そこらは行政の側で研究検討をしていただかなければならないと思うんですが、その点がまず第1。できるだけ業者数をふやして入札をさせると。例えば、こういったことも、せっかくこの制度をやる限り生きた制度として活用できるように、事前公表のことをやめるという意味じゃなしに、これを生かして前進させていくという意味では、例えばそういうことも必要ではないかな、これが1点です。

それから、例えばちょっとお聞きしたら、これは事前公表でないやり方の場合で、阪南市なんか取り組んでるやり方では、最低制限価格を事前公表せずに、入札現場で最低制限価格を3通りほどつくっておいて、そのときの参加業者が入札のその3案をくじ引きで決めて、そのときに初めて最低制限価格が決まるというようなやり方をとると。

私もこれは、じゃいいかという、なかなかそうでない問題があると思いますから、最低制限価格というのは本来きちっと計算をして、市として、できたらぜい肉をとって、業者だって生活してるわけですから、当然一定の利益というのは必要だと思いますが、それは企業努力によって利益をまた生み出したらいいわけなんで、その際に、こういう場では十分言えませんが、工事の必要経費というんですか、そういうものがきちっと筒いっぱいの方がいいんじゃないか。

この間、決算委員会の席上でもいろんな意見が出ました。今、泉南が何か大変なねらいどころになっておって、いろんな業者が泉南に入り込んできてるといふ話もいろいろ出ましたから、そういう点では、そういうことの制限なんかどういふふうにするかということは、今回の提案の中で、事務所の写真を撮ったりとか、技術者の保険制度の問題だとか、いろんなことを一定やられておるわ

けですが、そういうことも含めていろいろ検討がさらにやられる必要があるんじゃないか。

その点では、技術者だけの社会保険の加入じゃなしに、その企業全体の、仕事をする従業員の人数なんかも含めてきちっと知っておくということが必要だと思いますし、指名願のときにそういうものも含めて、技術者だけじゃなしに一定の、その会社が実際どういう能力を持ってる会社かということがわかるように、明確にするような資料の添付をさせることも必要でないか。でないと結局、落札しても丸投げする業者がふえてくるということになりますので、その点を防ぐような対応も必要でないかと思いますので、その点を申し述べておきたいと思います。

それから、準市内業者についての廃止についても検討するという事なので、私はぜひともやってほしい。これは、ことしの7月でしたか問題でありましたけども、私はこの点で、特に市長のこの問題への取り組みの政治姿勢として、ぜひとも市長に明快にしておいていただきたいと思うのは、何で泉南の市長が市外の業者の後援を受けなければならないのか。

それは、昨日か一昨日かの議論の中でも、当局の方からも出ましたけども、市外の業者が入ってやる入札の中で、結局後援会の人たちが仕事を次々と落札していった。この実際の実態から見れば、私はこういうことを早くやめて、そういう後援会が法律上できるとかできんとかいうよりも、市長の政治姿勢として、泉南の市内で建設業者に厳しい対応を入札制度としてやっていく上で、市外の業者に対してそういうことをそのまま置いといたままで、そういうことは私は絶対できないと思うんです。必ずそこには問題点が出てくると思います。

私は、もし市長がほんとに公正な入札を進めていくというのであれば、ぜひともいわゆる法人企業により構成された——これは市長は今個人加入してもらってると言いますが、私の調べた中ではその企業の営業所長が個人加盟で入ってるとか、そういうものがありますから、そういうことでは結局意味がない。だから、必ずまずこの点はやめるべきだと、完全に廃止することが、解散するこ

とが大事じゃないかというふうに思います。この点もあわせて、まず御答弁をいただきたいと思います。

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の入札参加業者をふやすということでございますけれども、今最低入札会社数というのをミニマムとして決めているわけございまして、上限は決めておりません。御指摘ありましたように、数をできるだけふやすというのも1つの方法かというふうに思います。

ただ、今後ランク重視ということにいたしておりますので、そのランクの業者数というのは一定限界がございますし、それから発注時期等によって、特に秋から冬にかけて通例発注件数がふえるということになりますので、そうすると、すべて同じ業者になってしまうというようなことにもなりかねませんので、これは工夫をしないとイケないと思いますが、趣旨としてはそういうことも1つの方法かというふうに思っております。

それから、2点目の技術者以外での職員数とかいうのは、これは指名願の中に添付をさせていただきますので、その辺の確認といいますか、十分な把握ができるようなシステムにしないとイケないというふうに思っております。

それから、3点目の準市内業者云々のことでございますけども、位置づけが必ずしも十分明確でなかったという部分も含めて、きちっと整理をしたいというふうに思っております。

それから、政治資金規正法との関係でございますけども、お話がございましたけど、以前そういう形での会員というのもございましたけれども、それは排除しつつございまして、なお、きょうの最終国会でどうなったかわかりませんが、きのう段階では政治資金規正法によるいわゆる5年を経過の政治家個人への企業・団体献金の禁止ということについて、委員会でそれが認められたというか、そのとおりやるということになったと聞いております。きょう衆議院本会議でどうなったかというのはまだ聞いておりませんが、そういうことありまして、これは当然法律でそうきちっとされれば一番明確になる話でございますから、そ

れに沿ってやっていきたいと思っております。ただ、資金管理団体というのは当然政治家に与えられた1つの制度でありますから、これは私自身が考えるべきことでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

副議長（角谷英男君） 林君。

2番（林 治君） 国会での状況もありますが、私は国会での法律の改正云々を待つんじゃないし、市長みずからの政治姿勢として入札制度を公正にやっていこうという立場から考えた場合に、市長は個人云々と言いますけども、もともとこれは法人企業による、特に土木建設業者による後援会であったということは明確なんですよ。少しずつ減らしても残ってきてるんですよ。

ですから、私はそういう点では明確にこの組織は、存在価値がわからないんです。意味が、存在価値が。政治資金規正法の中での存在価値はあるとしても、泉南の市長たる者が応援してもらおう。そこに、市民の側から見ればこれは絶対納得できないですよ。ですから、それを徐々に減らしてるというのは、企業の名前が消えただけであって、中身は実際上変わっていないと、私はそう思います。

ですから、こういう点では明確に企業との——特に例えば今駅前開発のこともあるでしょう。いろいろあります。間組もそうでしたし、駅前の再開発にかかわる地権者もそうです。いろんな格好で全部結びついて。これはやっぱり市民としては納得できないんですよ。だから、そういうことも含めて私はまず明確に、この会そのものが法人企業による後援会として発足した以上、これはやっぱり廃止すべきだと思います。市長は私個人の問題だと言いますが、これは泉南市長の後援会ですから、当然ここで議論の議題になるというふうに思っています。そのことを申し上げて、御答弁があればまたいただきます。

次に、時間の関係がありますので、2番目に原子炉の関係の問題で、14日の日に市長の方に申し入れをさせていただきました。

そして、この問題では、協定なんですけど、私が13日の日に現地調査に行ったときに、既に貝塚、泉佐野から協定の申し入れがされているというこ

とを聞きました。泉南市の方も申し入れがあればさせていただきますということも、原燃工の方も言われてました。

先ほど日にちがはっきりしなかったんですが、市の方で調査に行かれたときにそういう口頭で申し入れしたということですが、時間的にはよそはもっと早いピッチで佐野とか貝塚はやってるんで、泉南はなぜこんなにおくれてるのかなと、具体的に進める話をしておられるのかなというふうにも思うんです。

それから、もう1つは、市長会云々というお話も聞きましたが、市長、この間私が19日の日にお話したことをお話ししましたように、あの組織は5市3町の広域圏という1つの組織になってるんですね。市長会というのはやっぱり協議会というんですか、協議体のようなものだと思うんですが、性格はよく似てるようでも、広域市町村圏というのはやっぱり共同でまちづくりについての計画を策定しようかという1つの共同体の構成をしてるでしょう。

そこでのまちづくりの検討をしてるわけですから、まちづくりというのは、だれもおらん山の中か太平洋の真ん中のまちづくりじゃないわけなんで、人が住んでるからまちづくりなんで、やっぱり人の生命、財産が一番大事やから、そういう点でそのまちづくりの検討をしているこの広域市町村圏として申し出るのが一番私は、共同してやる場合の中心であっていいんじゃないかなと、こう思うんです。

そういう意味で、できたら、我々は審議会ですから、市長のは協議会ですから、その協議会の方でぜひとも具体的に政府や大阪府に申し入れをしていただけたらなと。熊取町の町長が1人テレビに出てましたけども、私はできたらそうしていただきたいなと、あわせて思います。先にその点について。

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 具体の貝塚、泉佐野の取り組みは、後ほど担当部局から経過も含めてお答えいたしますが、今ありました泉南地域広域行政圏協議会の中で委員も言われたというふうなことは、私もお聞きをいたしております。

私も、そのときは何かあって行けなかったのかなというふうに思うんですけども、別途たまたまそういう泉南市町長会もございましたので、この問題を取り上げたわけでもございまして、一たんこの前は国へ行きましたのは、熊取町長と同じように、ほかの用事で行ってた首長と一緒にいって行ったというふうな状況だったというふうにも聞いております。

ですから、熊取町長にも話ししましたところ、自分とこの問題なんで自分はちょっと発案しにくいというようなこともございましたので、私の方から発案をして、皆さんの了解をとったと。組織は違いますが、メンバーとしては5市3町の首長でございますので、そこで了解が皆とれたということで、実際の作業そのものは広域の事務局でやっていただくということになったようでございますので、結果として同じ、その広域の中で対応できるようにしていきたいというふうに思います。

副議長（角谷英男君） 若野企画広報課長。

〔林 治君「時間がないので簡潔に頼みます」と呼ぶ〕

市長公室企画広報課長（若野和敏君） それでは、安全協定の関係について御説明申し上げます。

今、佐野それから貝塚さんの例も出てますが、まだ結ばれておりません。我々も絶えず連絡調整をさせていただいております。安全協定の締結につきましてはいろいろ、若干まだまだ調査しなければならぬ問題がございます。いわゆる4施設の内容がやっぱり異なります。

それと、安全協定につきましては、地元地域、それから近接地域、それと特に注意しなければならないのは、河川とかそういう形の流域の問題がございます。ですから、個々にやはり自治体の、我々泉南市は泉南市なりの状況もございまして、原子炉実験所の締結文も拝見させていただいておりますが、やはりそれを流用するというわけにもまいらない状況もございまして。

それと、この安全協定につきましては、一番大事なのが早期連絡体系ということが言われると思います。この早期連絡体系になりますと、やはり受ける側の我々の体制側もかなり強固な、頑丈なものにしておかないと、せっかく連絡いただい

てもその対応ができないということになれば、また若干の不安を残すことになってしまいますので、やはり今後いろいろ情報収集、それからまた国・府、きのうですか、法案が成立されました原子炉に関する臨時措置法ですが、そういうのも見据えた上で、やはり早い時期に締結したいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

副議長（角谷英男君） 林君。

2番（林 治君） それでは、南ルートにかかわっての問題に移りたいと思うんですが、最初にこの建設費のことですね。建設費についてはこれは市長、覚えておられるでしょうか。かつてたしか、平成でいいますと4年ごろの架橋調査委託、この中で当時出てたと思うんですよ。これは正式に委員会の中で聞いております。市長の方から、わかっておって、御報告いただいた方がほんとはいいんですが、どうでしょうか。橋の場合と、それからトンネルの場合の値段の違いがあったと思うんです。

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 平成4年に本市が調査をいたしております。これは想定は橋、橋梁ということでもございまして、このときの、もちろん超概算の話でございますけれども、いわゆる4車線の道路単独橋ということ想定いたしまして、歩道なしで約890億、歩道ありで1,100億程度の結果が出ております。

トンネルについては試算をいたしておりません。おりませんが、一般的に技術的にいいますと、橋梁よりも附帯設備、例えば排煙装置とか結構要りますので、高くなるんじゃないかというふうに思っております。

〔林 治君「1.5ぐらいですか」と呼ぶ〕

市長（向井通彦君） まあ2倍から3倍近くになる可能性もあると思います。

副議長（角谷英男君） 林君。

2番（林 治君） それと、質問の中で事業主体についてもしておったんですが、事業主体についてもこれだけの、これまで例えばこの関係だけで、全部が調査費ばかりじゃありません、促進大会費もありましたけれど、10年度まででも1,400万からのお金を使ってきてるんですね、

調査、調査、調査ということだね。

例えば、今そうなるかどうかは別として、いろんなことで、その事業主体についてもある程度の骨格というんですか考えなしでは、これだけの調査をしていて一体何をしてたのかということになりますから、ちょっとわかっていることを簡潔に一言言うてください。

副議長（角谷英男君） 向井市長。時間がなくなってきましたので。

市長（向井通彦君） 事業主体についてはまだまだ先のことだというふうに思いますが、北ルートは私橋で関空がかけておるわけなんですけど、この南については交通量が相当少ないというふうに想定をいたしております。ですから、有料化をいたしましてもまずペイしないと思っております。ということは、民間でつくって、これだけで資金回収というのは難しいと思っております。ですから、全国展開のできるような、例えば公団あるいは阪高とか、そういうところでやるか、あるいは国、例えば国道とか、そういう形でやるしかないんじゃないかなというふうに思っております。

副議長（角谷英男君） 林君。時間が迫っております。

22番（林 治君） 市長ね、ですからこの南ルートについては、私は北ルートの実態を見てもそうならないわけですから、空港にとって必要なものは、安全上、防災上必要ならやっぱり関空なり政府がもっとやるべきなんで、そのために市が調査費を使って、市民の税金を使って余りやるべきことではないというふうなことを最後に一言言うておきます。

ヒューマンサイエンス振興財団のことについて、これはさっき製造云々という話が出ました、りんくうタウンでの製造企業。マウスの製造会社をここでつくられるということについてはいろいろと——これについては淀川の方では住民挙げて反対して、厚生省も全部引っ込んだんです。それで、郊外やということでもりんくうタウンやと。

さっき冷凍庫に保管とか云々という話がありました。これを見ますと、保管庫に入れて施錠されて厳重に管理するようにしてるとか、マウスの管理体制で、品質管理とかいろいろあって、非常

に厳重にあれこれしなければならないというものですけれども、これはそれだけに不安を呼ぶものですし、例えば臭気の問題、これが大体五、六百というふうに言われてるんですね、マウスをやるのは。しかも、ラットもやるということですから、ラットの飼育も含めて、そう出てるんですよ。淀川で全部出たんですよ、話として。

だから、この実態が十分わからないのに市長がそれを建設オーケーと、これは単純にやられたら困りますよ。ちゃんともっと議会に全部について報告していただきたい。検討する、研究する少なくとも材料の提供はぜひとも求めたいと思います。その点どうですか。

副議長（角谷英男君） 向井市長。簡潔に。

市長（向井通彦君） 次に開かれる空特でも資料を、我々の方で入手してる部分は出さしていただいて、御説明をさせていただきたいと思います。

副議長（角谷英男君） 以上で林議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。なお、次回本会議は明16日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後4時47分 散会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 谷 外 嗣